

平成 30 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3月6日（火曜日）午前10時00分 開 会
午後 4時20分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成 30 年度市政執行方針演説
（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 282 号 専決処分の承認
を求めることについて（平成 29
年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第 283 号 赤平市認可地縁
団体印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 284 号 赤平市炭鉱遺産
ガイダンス施設条例の制定につい
て
- 日程第 9 議案第 285 号 赤平市特定教育
・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 286 号 赤平市児童館条
例及び赤平市コミュニティセンタ
ー条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 287 号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 288 号 赤平市廃棄物処
理施設条例の制定について
- 日程第 13 議案第 289 号 赤平市し尿貯留
施設条例の制定について
- 日程第 14 議案第 290 号 赤平市介護保険
条例の一部改正について

- 日程第 15 議案第 291 号 赤平市指定居宅
介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準を定める条例の制定
について
- 日程第 16 議案第 292 号 赤平市指定介護
予防支援等の事業の人員及び運営
並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の
一部改正について
- 日程第 17 議案第 293 号 赤平市指定地域
密着型サービスの事業の人員、設
備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 294 号 赤平市指定地域
密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並びに指定地
域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の
一部改正について
- 日程第 19 議案第 295 号 赤平市農業振興
助成条例の全部改正について
- 日程第 20 議案第 296 号 赤平市企業振興
促進条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 297 号 赤平市中小企業
融資条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 298 号 赤平市市営住宅
条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 299 号 市道の認定につ
いて

- 日程第 2 4 議案第 3 0 0 号 市道の廃止について
- 日程第 2 5 議案第 3 0 1 号 平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 2 6 議案第 3 0 2 号 平成 2 9 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 2 7 議案第 3 0 3 号 平成 2 9 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 2 8 議案第 3 0 4 号 平成 2 9 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 2 9 議案第 3 0 5 号 平成 2 9 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 3 0 議案第 3 0 6 号 平成 2 9 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 7 号 平成 2 9 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 3 2 報告第 3 0 号 平成 2 9 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

- 日程第 9 議案第 2 8 5 号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 8 6 号 赤平市児童館条例及び赤平市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 2 8 7 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 2 8 8 号 赤平市廃棄物処理施設条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 8 9 号 赤平市し尿貯留施設条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 9 0 号 赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 2 9 1 号 赤平市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 9 2 号 赤平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 2 9 3 号 赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 2 9 4 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 2 9 5 号 赤平市農業振興助成条例の全部改正について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成 3 0 年度市政執行方針演説（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 2 8 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第 2 8 3 号 赤平市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 8 4 号 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定について

- 日程第20 議案第296号 赤平市企業振興
促進条例の一部改正について
- 日程第21 議案第297号 赤平市中小企業
融資条例の一部改正について
- 日程第22 議案第298号 赤平市市営住宅
条例の一部改正について
- 日程第23 議案第299号 市道の認定につ
いて
- 日程第24 議案第300号 市道の廃止につ
いて
- 日程第25 議案第301号 平成29年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第26 議案第302号 平成29年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算
- 日程第27 議案第303号 平成29年度赤
平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第28 議案第304号 平成29年度赤
平市介護サービス事業特別会計補
正予算
- 日程第29 議案第305号 平成29年度赤
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第30 議案第306号 平成29年度赤
平市水道事業会計補正予算
- 日程第31 議案第307号 平成29年度赤
平市病院事業会計補正予算
- 日程第32 報告第30号 平成29年度定
期監査及び財政的援助団体監査報
告について

○出席議員

- 8名
- 1番 木村 恵 君
- 2番 五十嵐 美知 君
- 3番 植村 真美 君
- 4番 竹村 恵一 君
- 5番 若山 武信 君
- 6番 向井 義擴 君
- 7番 伊藤 新一 君

9番 北 市 勲 君

○欠席議員

1名
8番 御家瀬 遵 君

○説 明 員

市 長 菊 島 好 孝 君
教育委員会教育長 多 田 豊 君
監 査 委 員 早 坂 忠 一 君
選挙管理委員会 壽 崎 光 吉 君
委 員 長
農業委員会会長 中 村 英 昭 君

副 市 長 伊 藤 嘉 悦 君
総 務 課 長 熊 谷 敦 君
企 画 課 長 畠 山 涉 君
財 政 課 長 尾 堂 裕 之 君
税 務 課 長 田 村 裕 明 君
市 民 生 活 課 長 町 田 秀 一 君
社 会 福 祉 課 長 井 波 雅 彦 君
介護健康推進課長 斉 藤 幸 英 君
商工労政観光課長 林 伸 樹 君
農 政 課 長 野 呂 道 洋 君
建 設 課 長 高 橋 雅 明 君
上 下 水 道 課 長 杉 本 悌 志 君
会 計 管 理 者 蒲 原 英 二 君
あかびら市立病院 永 川 郁 郎 君
事 務 長

教 育 学 校 教 育 大 橋 一 君
委 員 会 課 長

” 社 会 教 育 伊 藤 寿 雄 君
課 長

監 査 事 務 局 長 中 西 智 彦 君

選 挙 管 理 委 員 会 梶 哲 也 君
事 務 局 長

農 業 委 員 会 野 呂 道 洋 君
事 務 局 長

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 栗 山 滋 之 君

” 総務議事 安原敬二君
係 長
” 総務 野呂律子君
議事係

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成30年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番五十嵐議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの17日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は36件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成29年第4回定例会以降平成30年3月5日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は御家瀬議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は、中空知地域を中心として記録的な大雪による交通への影響や落雪事故が多発している状況であります。当市におきましても11月下旬から雪が降り続き、1月末で降雪量は昨年と比べ5割程度多く、積雪深は昨年の2倍となっている状況となり、2月以降も断続的に雪が降り、2月末現在、本市の降雪量は6.7メートル、積雪深は126センチと昨年と比較し降雪量は1.8メートル、積雪深は49センチと大幅に昨年を上回る状況となっております。このため、除雪の出動回数も28回と記録的な回数となりまして、平年より5割以上多い状況にありますが、今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を来さぬよう効果的な除排雪業務に努めてまいります。

次に、あかびら市民まちづくり提案事業について申し上げます。2年目となりましたあかびら市民まちづくり提案事業につきましては、市民の皆さんが日ごろから考えていた身近な課題を解決するアイデアやまちづくりに対する思いを公益的、公共的な視点で提案していただき、それを具体化して市や団体等が実施する事業であります。今回は募集期間を8月から10月中旬とし、約2カ月半、市民の皆さんに募集をいたしました。一般の方からは2件、中学生から96件もの提案をいただきました。それを受けまして、11月30日には赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略みらい部会の皆様に審査をいただき、その結果をもとに行政で検討、調整を図り、来年度は3事業を実施することにいたしました。次回もより多

くの市民の皆様からご提案いただけるよう募集期間の拡大や提案方法について工夫をしております。

次に、赤平市産業振興人財育成事業について申し上げます。赤平市産業振興人財育成事業につきましては、平成24年度から5年間、リーダーシップトレーニングを実施してまいりましたが、本年度は新たに市内企業に入社して、年数の少ない方を対象に赤平市産業振興企業協議会が主体となりまして、市内企業から11名のメンバーを選出していただき、フレッシュスタートトレーニングとして実施いたしました。5月からスタートし、接遇の研修、マナートレーニングなど企業人、社会人としての意識を高め、火まつり体験や市内企業視察で地域を知り、企業とまちづくりを考え、産業フェスティバルでの企業PRや先進企業視察で企業活性のためにみずからの能力向上と情報交流の大切さを学び、1年間精力的に活動してまいりました。2月27日には、企業関係者を迎え報告会議を開催し、今年度の最終事業を終えたところであり、今後各企業でのメンバーの活躍に期待するところであります。

次に、赤平市障がい者基本計画等の策定について申し上げます。障害者基本法に基づく障がい者基本計画及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画につきましては、ともに現在の計画が平成29年度で終了となること、さらには児童福祉法が改正され、障がい児福祉計画の策定義務が市町村に課せられたことから、平成30年度以降の各計画について赤平市障がい者福祉計画等作成委員会の意見を踏まえて検討してまいりました。平成30年3月には、平成35年度までの第3次障がい者基本計画、平成32年度までの第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を作成したところであります。今後におきましては、各計画に基づき関係機関と連携を図りながら当市の障がい福祉政策の推進に努めてまいります。

次に、赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について申し上げます。本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年ごとの策

定が義務づけられております。地域包括ケアシステムの構築を目指し、赤平市高齢者保健福祉計画策定並びに赤平市介護保険事業計画策定委員会の意見を踏まえて検討してまいりました。平成30年3月には、平成30年度から3カ年を計画期間とする第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定したところであります。今後におきましては、各計画に基づき関係機関と連携を図りながら当市の保健福祉施策の推進に努めてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。昨年の交通安全運動は、4月の春の全国交通安全運動に始まり、4期40日間にわたり実施したところであります。北海道における平成29年の交通事故発生件数は1万815件、負傷者数1万2,673人といずれも前年より減少し、交通事故死者数は148人となり、15年連続で全国ワーストワンを回避しました。本市における平成29年の交通事故件数は9件で、前年より1件の増、負傷者数は13人で、前年より5人の増となりましたが、とうとい命が失われることなく、本年1月11日に交通事故死ゼロ1,500日を達成したところであります。また、赤平市の住民が道内の他の地域においても死亡事故を起こさないパーフェクト市町村となり、北海道知事から謝礼状をいただきました。今後子供や高齢者の事故ゼロ、交通死亡事故抑止及び飲酒運転の撲滅に重点を置き、交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全運動を推進するとともに、交通安全団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加し、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申しましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、教育行政のご報告の前に、関連して一言おわびを申し述べさせていただきますと思います。去る1月26日に

発生いたしました赤平幼稚園における灯油流出事故におきましては、園児、保護者並びに市議会議員の皆様初め市民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。事故発生からこれまでの間、滝川地区広域消防事務組合、赤平消防署及び空知総合振興局保健環境部環境衛生課に現地立ち会いをしていただき、指導を仰ぎながら復旧作業を行ってきたところでありますが、今日13日、空知総合振興局による3回目の現地立ち会いとなりますが、最後の確認を行っていただく予定となっております。なお、今後におきましては、このたびの事故を教訓に二度とこのような事故を起こすことがないように各教育施設における危険物の管理に特段の注意を払ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、赤平市立中学校統合に伴う校舎新築についてであります。学校現場からの要望を取り入れながら来年度2学期からの使用開始に向け、現在適宜工事を進めているところです。

次に、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として行われた全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。その結果が2月13日に文部科学省から発表されました。本市の結果につきましては、体力合計点の比較において小学校、中学校とも全国、全道平均を下回っておりますが、種目別では小学校男子の握力、小学校女子の握力、反復横跳び、ソフトボール投げ、中学校では男女とも握力で全国平均を上回っている状況です。この結果を受けて、本年度中に本市の子供たちの課題分析、目標及び改善へのさまざまな取り組みを定めた平成30年度赤平市体力向上プランを作成し、このプランに基づき本市の子供たちの体力の向上に努めてまいります。

次に、平成30年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。まず、小学校につきましては、全児童数が333名となり、平成29年度

と比較して4名の増となる見込みです。また、新入学児童数は3小学校で50名の見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は全体で18学級となり、平成29年度と増減はありません。中学校につきましては、全生徒数が164名となり、平成29年度と比較して27名の減となる見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は統合により6学級となり、平成29年度と比較して2学級の減となりますが、全学年において複数学級となる見込みです。特別支援学級につきましては、3小学校の全児童数が16名となり、平成29年度と比較して2名の増となる見込みです。なお、学級編制につきましては全体で8学級となり、平成29年度と比較して1学級の増となる見込みです。中学校の特別支援学級につきましては、生徒数が8名となり、平成29年度と増減はありませんが、学級編制につきましては統合などにより2学級となり、平成29年度と比較して3学級の減となる見込みです。

次に、赤平幼稚園についてであります。平成30年度は新規の入園希望者と合わせて3歳児が16名、4歳児が19名、5歳児が14名の計49名となり、平成29年度と比較して3歳児が増減なし、4歳児が6名の増、5歳児が11名の減となり、合わせて5名の減となる見込みです。

次に、いじめの根絶を目指す赤平市子ども会議についてであります。1月9日、市コミュニティセンターに市内小中学校の児童生徒10名が集まり、望ましい人間関係づくりのための話し合いを行い、みんなで協力してよりよい学校生活を築くため各小中学校の仲よし活動の取り組みについて交流し、いじめのない明るい学校の実現のための協議を行いました。会議では、最後にグループごとにいじめ根絶仲よし宣言を採択し、有意義な中、終了したところで

次に、中学校卒業生の進路についてであります。今年度末をもって卒業する中学校3年生の進路につきましては、従前同様各中学校を通じてきめ細かな進路指導を行ったところですが、卒業生75名につき

ましては主に近隣市町の高校への出願手続を完了したところです。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、1月7日、交流センターみらいにおいて平成30年赤平市新成人を祝う会を開催いたしました。対象者81名のうち68名が出席し、地元企業に就労しているベトナム人の新成人1名も出席いたしました。本年も静粛なうちに華やかな式典がとり行われ、来賓や保護者関係者から次代の担い手となる期待と祝福を受けました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。1月13日、ふれあいホールにおいて第39回青少年健全育成百人一首大会を開催いたしました。小学生15名、中学生6名、合計21名が参加し、中学生は交流会の参加ということでしたが、小学校4チームによる熱戦が行われ、その結果、北部地区育成会の赤間Aチームが優勝、同じく赤間Bチームが準優勝となりました。この2チームに関しましては、1月27日に歌志内市で開催された第21回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に出場し、残念ながら1回戦敗退となりましたが、下の句かるた文化に触れ、交流することができました。

また、1月20日、総合体育館において第48回青少年健全育成冬季スポーツ大会としてミニバスケットボール大会を開催いたしました。小学生58名、男女各4チームが参加しましたが、その結果、男子は北部地区育成会Aチーム、女子は3地区育成会チームが優勝し、協調性を育みながら元気いっぱいにプレーをいたしました。

次に、平成29年度赤平市青少年善行表彰についてであります。小学生時代から自宅のみならず、空き家前や横断歩道の信号付近の除雪を継続的に行っている茂尻にお住まいの赤平中央中学校2年生、井上瑠君について茂尻中央町内会長より推薦を受け、赤平市青少年問題協議会の審議で承認されましたので、2月22日、市役所において表彰をさせていただきました。

次に、2月24日、エルム高原家族旅行村において

子供冬遊びエルム高原で雪遊びを開催いたしました。本年度は本事業があかびら市民まちづくり提案事業として採択されたこともあり、新規事業としてスノーモービルでそりを引くスノーラフティング、ギネス記録を継続しているスノーマンの作成を行ったほか、そり遊びを継続いたしました。今回からより多くの子供たちを楽しんでもらうため事前申し込みをせず、一部の事業については当日参加も可能とした結果、幼児及び小学生が60名、保護者20名に参加をいただき、冬遊びを体験し、楽しみました。

次に、東公民館関係について申し上げます。下期講座として、子供陶芸講座を12月28日と1月10日の2日間開催し、市内の子供たち6名が参加しました。また、2月2日に機会事業としてホットスイーツ講座のシナモンバークドアップルを開催し、7名が受講いたしました。さらに、市内の小中学生を対象とした第14回冬休みオリジナルイラスト絵画展を行い、小中学生の作品235点の応募があり、赤平美術協会代表者による審査によって45名の入賞者が入選され、2月3日、東公民館において表彰式を行い、その後東公民館及び交流センターみらいで作品展示を行いました。

次に、社会体育関係について申し上げます。2月18日、総合体育館において第9回ニュースポーツ大会を開催しました。ダブルス戦によるフロアカーリングを行い、高齢者を中心とした6組12名の参加があり、楽しみながらも熱戦を繰り広げた大会となりました。

最後になりますが、昨年12月から炭鉱遺産ガイド施設運営管理に関する地域おこし協力隊2名を募集したところ、7名の応募があり、書類審査を行った後の2月19日に面接試験を行い、2名の隊員について内定をいたしました。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第5 平成30年度市政執

行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕Ⅰはじめに

平成30年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、市政運営と当面する諸課題を中心に所信を申し述べ、市民の皆さま並びに市議会議員皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成27年5月、赤平市長に就任してから、まもなく3年になろうとしております。山積する市内外ともに多くの困難な課題に直面し、市長として下さなければならない決断の重さを痛感しております。

私は市長に就任した所信表明において、「市民の皆さまと共に知恵を出し合い、地域活性化に努めていく」ということをお約束いたしました。

「市民力・産業力・行政力」この三つの力を最大限発揮するという姿勢を貫き、愛し誇れるまち赤平へという思いを共有し、地方創生を力強く進めるため、市民と共に、熟慮し、断行して参る所存であります。

少子高齢化に歯止めをかけ、人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたり持続可能な地域社会の確立を目指す地方創生は、これまで同様、本市の最重要課題であります。

平成28年度が「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の事実上のスタートの年となり、各種施策に積極的に取り組んで参りました。人口減少率も平成28年は、前年と比べ3.17%から2.38%に緩和されておりますが、平成29年は、対前年比2.84%と厳しい結果となっております。

このことから、人口減少の克服は構造的な問題でもあり、解決には長期間を要するものと考えておりますが、一方で、「課題解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。」こうした危機感をもって、職員そして市民の皆さまと共に問題意識を共有しながら取り組んで参ります。

そのためには、個々の問題事象への対症療法といった一旦の功ではなく、しごと・ひと・まちの間における自立的かつ持続的な好循環の確立につながる

万世の功とするべく、事業評価や改善等に関する効果検証に基づき、各政策を一体的に取り組む体制を整えて参ります。

以下、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の4つの基本目標、並びに「第5次赤平市総合計画」の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進して参ります。

Ⅱ 主な施策

1 赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略

(1) 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興

本市は、製造業を中心とした、ものづくりのまちとして、平成28年経済センサスの統計において、製造品出荷額が約240億円で空知管内第3位、従業者数も1,148人で管内第2位と、まちの経済発展と雇用確保に大きく貢献されております。

しかしながら、日本全体における生産年齢人口の減少や中空知における有効求人倍率が1.25倍と売り手市場になっており、人材不足が深刻な状況となっております。

地場産業の存続と安定した経営が、まちの経済発展、人口減少に歯止めをかける根幹となることから、官民一体となり、また、近隣市町とも連携を図りながら、地元企業のPRや人材確保に努めることで、安定的な企業の体制づくりや移住・定住を促進し、さらに、小規模な事業所を開設できるよう、起業家に対する支援を継続して参ります。

優良企業PRにつきましては、新年度において、各企業の紹介はもとより、新着情報や求人情報を掲載したホームページを新たに作成して参ります。

また、本市における就労支援や子育て支援等の市の情報ページも掲載し就労のきっかけを図って参ります。

求人、求職の市町連携PRにつきましては、新年度も、中空知定住自立圏構想に基づく、なかそらち会議における圏域の企業紹介を進め、合同企業説明会を実施し、空知総合振興局による地元就職応援フェアにも積極的に参加して参ります。

また、本市におきましても近隣市町の高校に働きかけ、就職希望の高校生を対象に、市内で合同企業説明会を継続して参ります。

起業家への助成につきましては、小規模事業者の新規事業参入を支援し、新たな需要や雇用の創出、移住・定住の促進、地域経済の活性化を図るため、赤平市起業支援事業補助金を継続して参ります。

市内企業等就職者への助成につきましては、新規学卒者等及び40歳未満の転入就職者で、市内に居住し、1年以上勤務された方を対象に就職祝い金として「まごころ商品券」を交付し、市内への移住・定住を促すと共に、市内企業の雇用の安定を図って参ります。

奨学資金貸付金返還金免除につきましては、高校・大学等を卒業後、市内に居住し就労された方の奨学資金の返還を免除することにより、市内企業への就職及び定住の促進を図ることを目的として、平成28年度に創設した「赤平市人材育成・定住促進奨学金制度」を継続して参ります。

学生地域定着推進につきましては、新年度も引き続き江別市内4大学とのインターンシップ事業を継続するほか、新たに技術系の大学や高等専門学校に呼びかけを行い、技術者としての就業体験やまちを紹介し、就労のきっかけを図って参ります。

6次産業化事業につきましては、農産物の生産・加工・流通・販売を市内あるいは近隣地域内で完結し、農業所得の向上につなげるという考え方の中で、現在、たきかわ農業協同組合女性部赤平支部で、長年、自ら生産したトマトや大豆を原料として、トマトジュースや味噌などに加工し、販売委託もしながら、自らも販売をしており、さらには、新たな加工品の開発をしているところですが、平成28年度から外部目線では新たな地元農産物の加工品を作り、地域特産品のブランド化を図るため、「農産物を活用した特産品業務」として若手農業者や地域おこし協力隊も参画し、業務を進めており、新年度は、試作品を完成品とすべく、地元農産物特産品化業務を推進して参ります。

あわせて、当市の安全・安心な農作物の有効利用を図り、新規雇用者の創出を図るため、食品加工センター整備事業として、引き続き、整備できないか、たきかわ農業協同組合など関係機関と意見交換を行って参ります。

また、農業者の高齢化に伴い、後継者不足が懸念されているところですが、農の雇用事業による農業法人化への推進もありまして、平成28年12月に農業法人として株式会社が1社設立されたところであります。新年度も、経営面積の拡大や新規就農者の受け皿を確保するため、引き続き、新たな農業法人の参入に対する支援を継続して参ります。

(2) 若者が安心して子どもを産み育てられる地域づくり

本市を持続可能な地域社会とするためには、未来を担う子どもたちを生み育てやすい環境づくりを進め、子育て世代や若者に住み続けていただく、あるいは移り住んでいただき、将来のまちを築き上げていくことが重要です。

子育て世代や若者の住環境整備を推進するほか、ひとり親世帯をはじめ、子育て世帯が産後から子育てまで安心して暮らせるための経済的支援やまち全体の応援体制づくりに努めます。

住宅は暮らしの原点となるもので、若者は、生活形態が様々であり、多様なニーズに応じた住宅支援を行うことで、若年層人口を確保して参ります。

子育て支援住宅の整備につきましては、学校区を中心とした地域で安心して子どもを生み育てられる住宅整備を目指し、新年度は吉野団地の1号棟の実施設計を行い、平成31年度から着工できるよう、1号棟の造成工事を行って参ります。

持ち家住宅につきましては、持ち家住宅建設の促進、中古住宅の活用により、住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的として、持ち家住宅の建設及び購入に対して建設費用等の一部を助成する「持ち家住宅建設等助成事業」や遊休市有地の有効活用により持ち家住宅の建設にあたり用地を購入しやすい支援を行う「持ち

家住宅土地購入助成事業」を継続して参ります。

民間賃貸住宅建設、リフォーム・土地購入・家賃助成につきましては、公的住宅は所得要件により入居不可能な方もおり、一方では、民間賃貸住宅の割合が低く住宅の選択肢が限られております。

民間賃貸住宅の建設支援や居住性の向上により、若年世帯等の移住・定住の促進や地域経済の活性化を図ることを目的として、民間賃貸住宅の建設費用の一部を助成する「民間賃貸住宅建設費助成事業」や既存の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成する「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」並びに、遊休市有地を有効活用し民間賃貸住宅の建設にあたり用地を購入しやすい支援を行う「民間賃貸住宅土地購入助成事業」を継続して参ります。

また、若年層で結婚された世帯及び市外から転入された世帯で、民間賃貸住宅に入居した際に家賃の一部を助成する民間賃貸住宅家賃助成事業を継続いたします。

子育て支援条例の制定につきましては、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合うまちを実現することを目的に、平成29年12月に条例を制定し、平成30年4月から施行となります。今後は、家庭・地域・企業等が連携して社会全体で子ども達を支援すること及び、毎月第3日曜日が「あかびら家族の日」であることを、広く周知して参ります。

中学生以下の医療費無料化の拡充につきましては、平成24年度から中学生以下を、平成28年度からは18歳到達後最初の3月31日までの方を対象とするように拡大しており、子育て世帯の経済的負担軽減と、全ての子どもが安心して医療を受けられるよう引き続き実施して参ります。

高校通学費助成につきましては、保護者の経済的負担の軽減及び当該生徒の健全な育成を図ることを目的として、平成28年度に創設した「赤平市高等学校等通学費等支援制度」を継続して参ります。

ひとり親世帯への助成につきましては、平成28年度からは子どもが小学校、中学校、高等学校等へ入学する際に入学支度金を助成しているほか、民間賃

貸住宅に入居している場合には家賃の一部を「まごころ商品券」で交付しており、引き続き、ひとり親家庭の経済的負担軽減を図って参ります。

保育料の軽減拡充につきましては、平成27年度から国基準の50%軽減を実施していますが、さらに平成29年度から就学前児童の第2子目以降の保育料を無料化し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ると共に、安心して子育てができる環境を整備し、移住・定住人口の増加に結びつけて参ります。

子育て支援施策PRにつきましては、子育てに関する新規・継続の支援施策を含め、市内外に効果的に情報発信を行うため、動画や市ホームページなどを活用して参ります。

子ども塾につきましては、平成29年度から実施しております学校の長期休みや放課後等に児童・生徒への学習支援を行う学生ボランティア事業を活用した子ども塾の開設を目指すとともに、民間塾の講師を活用した公共施設における公設塾の開設に取り組んで参ります。

ICT活用教育につきましては、児童・生徒の主体的な学習意欲等の向上を図ることを目的として、平成27年度からタブレット端末等の整備を進めてきたところですが、新年度は、特に、統合中学校のICT機器をより充実させて参ります。

小・中学校施設の充実につきましては、児童・生徒数の減少により、学校統合による教育環境の充実に努めておりますが、中学校につきましては、新年度2学期からの新校舎への移転を目指し、統合中学校校舎等の建設工事を進めて参ります。

また、小学校につきましては、新年度から小学校統合準備委員会を発足させ、市内一校体制の是非及び統合小学校校舎の新築整備計画について、学校、保護者及び地域住民などと引き続き意見交換を行って参ります。

児童福祉施設の充実につきましては、就学前の子ども達が共通の教育・保育目標を持って育つことができるよう、幼稚園と保育所の機能を活かし一元化した認定こども園の整備について、保護者のほか教

育・福祉の関係団体等の意見を参考に協議して参ります。

(3) 高齢者が生きがいを持って安心して生活できるプラチナ社会の形成

本市は、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいることから、このまちで生きがいを持ち、安心して暮らせるプラチナ社会を目指し、高齢者施設における専門職の養成や健康づくりを推進して参ります。

また、高齢者が持つ優れた技能や知識・経験などを活かし、様々な伝承活動を行っていきます。

介護サービス施設専門職の養成につきましては、市内の介護サービス事業所においては、介護に従事する職員が不足し、事業の運営にも支障をきたしている状況にあるため、平成29年度から社会福祉協議会と協力して実施しております「介護職員初任者研修」を新年度も引き続き開催し新規就労者の確保を図って参ります。

お試し暮らし事業の拡充につきましては、利便性の高い市街地における空き店舗や空き家、自然景観に恵まれた地域の空き家を調査し、あわせて、市有住宅の活用なども含め住宅戸数の拡大に努めて参ります。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、介護を必要とする高齢者の急増が見込まれている2025年を見据え、社会全体で高齢者を支え合う仕組みとして、国は各自治体に対し「地域包括ケアシステムの構築」を進めており、平成30年度の介護保険制度改正では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」として「保険者機能の強化」、「医療・介護の連携の推進」等が謳われ、それを踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画期間とする「第7期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

高齢者が健やかで尊厳のある生活を続けていくため、生活機能の維持・向上を図ると共に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続け

られるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援を一体的に提供する必要があり、「在宅医療と介護の連携」、「認知症施策の推進」、「生活支援と介護予防サービスの充実・強化」に引き続き取り組むと共に、介護事業者やNPO、エリアサポーター等のボランティアと協力しながら、高齢者が安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めて参ります。

高齢者人材バンクにつきましては、高齢者で仕事・文化・スポーツ等の優れた知識や技術をお持ちの方に登録いただき、登録者自身の生きがいと市民に対する各種研修指導などを行っていただくため、目的や内容等の詳細を明らかにして公表し、登録者を募集して参ります。

高齢者大学の開講につきましては、高齢者の健康増進や生涯学習機会を設けて、学び喜び交流を深めるため、行政内の関係各課並びに団体との連携を図り、高齢者大学の実現に向けて検討して参ります。

健康づくり教室開催につきましては、町内会や老人クラブなどの地区組織に対し、保健師等による健康づくり教室を引き続き開催し、地域の健康課題の共有、健康増進のための環境づくり、住民一人ひとりの健康意識高揚に努めて参ります。

また、引き続き保健師の地区担当制を推進し、乳幼児から高齢者まで幅広く地域住民の健康度の向上に努めてまいります。

地域医療の確保につきましては、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材を安定的に確保し、北海道地域医療構想と整合性を図りながら策定した「新公立病院改革プラン」を着実に推進し、地域の医療提供体制を踏まえつつ、地域医療の確保と経営安定化に取り組み、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めます。

(4) 恵まれた自然環境と地域資源を活かした個性と魅力あるまちづくり

歴史的価値のある地域資源を活用し、空知の炭鉱遺産・室蘭の鉄鋼・小樽の港、北の産業革命「炭鉄港」を市内外に発信し、日本遺産認定に向け取り組

んで参ります。

また、市民の自発的な公共活動を応援すると共に、年間市税の1%を上限額として、引き続き市民発案の施策を実現し、より一層、市民参加型のまちづくりを推進します。

炭鉱遺産整備につきましては、昨年5月に策定した炭鉱遺産活用基本構想に基づき、本年7月開設予定の炭鉱遺産ガイダンス施設の有効活用及び国の文化財指定を目指した協議を継続して参ります。

また、新年度においても地元事業者の協力をいただきながら、ズリ山展望広場における市民参加の植樹会を開催いたします。

炭鉱遺産の世界遺産登録等の研究につきましては、外部有識者並びに市内文化財保護委員会を中心に昨年7月に発足した赤平市文化財化検討委員会による協議を継続し、国の文化財指定・登録を目指して参ります。

また、炭鉄港ストーリーに関係する自治体及び北海道との連携により、平成31年1月の日本遺産登録の申請に向けた業務を進めて参ります。

空知川河畔整備につきましては、本市は東西に帯状のまちが形成され、空知川が並行して流れており、全国的にも珍しい街並みです。

この特徴を魅力として活かすため、現在は、独歩苑から住友河畔広場まで整備された遊歩道ですが、さらに市街地区にある中央河岸花壇広場までの利用ができる延長整備について、引き続き国に対して要請して参ります。

宿泊施設整備につきましては、平成29年度に実施した宿泊施設立地調査業務の結果を踏まえ、立地場所等の課題整理をした上で宿泊施設の誘致活動を行って参ります。

ポケットパーク整備につきましては、商店街振興対策協議会が主体となり、また、地域おこし協力隊の力を活用しながら、商店街検討会議を定期的に行い、議論を重ねて参りましたが、新年度につきましては、イベントにも使える空き地の活用として、関係者や地権者、有識者などとのさらなる検討を行っ

て参ります。

A K A B I R A ベースによる地元PRにつきましては、特産品推進協議会が主体となり、観光案内所としてのPRの充実、農作物販売の充実を図るほか、スタンプラリーを実施し商店街への流入にも努めたところではありますが、新年度におきましても、さらなる農作物の充実や、情報発信コーナーの強化を行って参ります。

また、お互いの産物をお互いに消費しようという、互産互消の取り組みについて拡充を行い、閑散期における商品の充実を図ると共に、運営のあり方につきましても検討をして参ります。

赤平映像PRにつきましては、平成27年度に作成した赤平市移住プロモーション動画「知らない素敵がいっぱい！北海道赤平市」を活用し、引き続き首都圏や都市部で放映するほか、電車内広告を作成し、首都圏で赤平市のPRと魅力ある情報を幅広く発信します。

まちづくり活動支援につきましては、平成28年度から実施しております「あかびら市民まちづくり提案事業」を引き続き実施し、新年度は、平成29年度で応募された事業の中から採択された3事業を実施いたします。

なお、今後の募集に当たりましても、幅広い市民の方々から提案をいただけるよう、工夫しながら事業を継続して参ります。

また、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり活動推進事業補助金」「まちづくり・人づくり事業補助金」も継続します。

2 第5次赤平市総合計画

(1) すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

日本における人口減少や少子高齢化が全国的な社会問題となっており、結婚・妊娠・出産・子育てなど、まちの将来を担う若者への切れ目のない支援が必要です。

また、高齢者や障がい者が地域社会で生活できるよう、福祉意識の形成を図り、豊かな自立生活と社

会参加が実現できるよう、幅広い分野にわたって総合的に施策を推進していく必要があります。

保健事業につきましては、市民が元気に、生き生きと暮らし続けられるまちを作り上げていくには、まずは市民が健康でなければなりません。健康で安心して暮らしていけるよう環境を整備し、市民一人ひとりが健康を意識した中で、自ら健康づくりを実践すると共に、地域ぐるみで「健康寿命」を延ばしていくための取り組みが重要であり、健康相談、健康教育、講演会、イベント等を通じ、運動習慣や栄養、うつ自殺防止対策等に広く取り組んで参ります。

特に当市の健康課題として、若い世代から高血圧や動脈硬化となり、それらを要因とする脳梗塞、虚血性心疾患を発症する人が多い状況にもなっています。これは塩分の過剰摂取や食習慣、飲酒習慣、そして喫煙習慣が原因と考えられており、特に喫煙は動脈硬化を加速させ多くの病気を引き起こし、がん全体の30%の原因にもなっています。さらには煙草を吸わない人の健康にも害を及ぼすことから、喫煙対策、受動喫煙防止対策に引き続き取り組んで参ります。

また、引き続き保健師の地区担当制を推進し、地域の健康に責任を持ち、地域住民と共に地域の健康課題の共有と健康な地域づくり、環境づくりを進め、乳幼児から高齢者まで幅広く地域住民の健康度の向上に努めて参ります。

生活習慣病の予防につきましては、若年期からの不適切な食生活や運動習慣、喫煙が強く影響し発症しています。したがって、予防が可能な病気ともいえる事から、若年世代からの健診受診率を向上させ、その結果をもとに生活習慣病の発症予防、重症化予防につなげるよう、保健指導の充実を図ります。また、各種がん検診の受診率向上に努め、早期発見、早期治療に結びつくよう、事後管理にも努めて参ります。

感染症の予防では、感染とそのまん延防止についての正しい知識の普及啓発に努めると共に、各種予防ワクチンの接種推進と接種費用の助成を引き続き

行って参ります。

地域医療体制の確保につきましては、公立病院として市民の健康と福祉の増進を図ることを責務と捉え、「新公立病院改革プラン」に基づき、患者を総合的に診察する総合内科・総合外科として、外来から入院、在宅復帰まで一貫して、地域住民が安心して医療が受けられるよう、地域の基幹病院としての役割を担っていきます。

また、救急医療についても、市内唯一の救急指定病院として、出張医の確保も図りながら、医療体制の維持に努めます。

さらに、北海道地域医療構想により、中空知医療圏における回復期病床の不足解消に向けて、一般病床のうち12床を地域包括ケア病床に転換し、地域医療のさらなる充実に努めると共に、安定した病院経営体質の継続を目指します。

国民健康保険につきましては、皆保険制度の重要な役割を担っており、被保険者に対して安定的に良質な医療サービスを提供しなければなりません。

新年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、北海道が国保運営の中心的な役割を担うこととなりますが、市町村におきましては、保険税の賦課徴収や資格管理等、地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細かな事業を引き続き行うこととされており、当市におきましても北海道並びに北海道国民健康保険団体連合会と連携を図りつつ、被保険者の実情を把握したうえで、事業を進めて参ります。

また、生活習慣病の予防のため、特定健診や特定保健指導の実施は、欠かせないものとなっており、引き続き、受診勧奨を行って参ります。

高齢者福祉につきましては、心身ともに健康な生活が送れるように、ボランティア組織や福祉関係団体などの協力を得ながら、高齢者を支える体制づくりを推進すると共に、新年度から、老人クラブ活動が安心して行えるよう全会員に対する賠償責任保険料の助成を行うほか、高齢者福祉施設とも連携を図りながら支援して参ります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法のほか、新年度から始まる「第3次赤平市障がい者基本計画」及び「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、生活介護や就労継続支援、施設入所支援、日常生活用具の給付、自立支援医療給付等の各種福祉サービスを実施し、社会的障壁をなくすための社会実現に取り組んで参ります。

また、手話言語条例が平成29年度から施行されたことに伴い、市に登録している手話奉仕員の方が安心して活動できるように総合保障保険料への助成を行うほか、手話通訳者を目指すため、講習会に参加する旅費の助成も行って参ります。

現在の「子ども・子育て支援計画」の期間が平成31年度で終了することから、第2期子ども・子育て支援計画の策定準備に取り掛かります。新年度は計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者のサービス利用状況や子育てに関する意識・意見を把握するアンケート調査を行い、平成31年度に第2期計画を策定し、平成32年度からの実施を目指します。

なお、この計画は子育て支援条例で定めた基本計画も兼ねて策定して参ります。

保育所につきましては、所内外の環境整備を行い、子ども達を安全な環境の下で保育できるよう努めて参ります。

また、新年度は少しでも待機児童が生じないようにするため、文京保育所内の保育スペースを拡大し、今後も、安心して子どもを預けることができる体制を整えるため、引き続き保育士の確保に努めて参ります。

子育て支援センターにつきましては、保育所の待機児童解消のため、新年度は、赤平市コミュニティセンター別館に移転しますが、今までと同様に親子で遊びながら、育児相談など気軽に話ができる場として利用されるよう、取り組んで参ります。

また、障がいがある子どもや発達支援が必要な子どもを対象に、個別相談も実施しており、今後も専門機関と連携を図りながら適切な支援の実施に努め

ます。

市内に5か所ある児童館及び児童センターにつきましては、小学生は、児童クラブに登録していただくことにより、午後6時まで利用することができるなど、心身ともに健康に成長してもらうことを願い、児童に健全な遊び場を提供して参ります。

ひとり親家庭への支援につきましては、母子・父子自立支援相談員による相談業務等を通じ、各種福祉制度の説明や各家庭の状況に応じた助言を行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に安定した生活を送れるように支援するほか、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業などを継続し、自立した生活が実現できるよう取り組んで参ります。

また、配偶者等からの暴力被害を受けたひとり親家庭の方が、安全に暮らしていけるよう、生活支援の手助けも行います。

地域防災につきましては、近年、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、一昨年、本市においても台風による被害が発生いたしましたが、災害を教訓として、地域間、地域と行政間の連携強化等を含めた防災体制づくりが重要となっております。

これまで同様、防災備蓄品等を計画的に整備し、新年度は赤平市街地区を対象として防災訓練を実施するほか、避難所用テント、ポータブル発電機等の購入、またJアラートの新型受信機の導入や防災行政無線の整備に向けて調査設計を行うほか、西文京町及び泉町に設置されている水防用ポンプの更新を行うなど、安全・安心な社会づくりを推進して参ります。

さらに、災害対策本部の設置など、災害時の防災拠点施設となる市庁舎については、耐震診断に基づく耐震改修や非常用電源整備等の庁舎整備工事を実施します。

消防・救急救助につきましては、滝川地区広域消防事務組合による出動体制を継続し、大規模災害等にも迅速に対応できるよう、消防力の強化を図って参ります。

また、新年度は、茂尻分団詰所の建替えや赤平分団車を更新し、施設及び設備の強化を図り、住民の安全・安心の確保に努めて参ります。

砂防対策につきましては、西豊里町、若木町地区の地すべり対策事業の促進、土砂災害防止法に基づく区域指定基礎調査などについて、引き続き北海道に対して要請して参ります。

消費者行政につきましては、広報あかびらや市ホームページなどで、消費者に役立つ、タイムリーな情報を市民の皆さまに提供し、また、消費者被害の未然防止のため、消費生活相談室等で相談をお受けしながら、消費者保護に努めて参ります。

交通安全対策につきましては、交通事故のない明るいまちを目指し、交通事故死ゼロの日は既に1,500日を超えておりますが、引き続き各町内会や関係機関と連携し、各期の早朝街頭啓発をはじめとする交通安全運動を行うなど、交通事故根絶に努め、交通事故死ゼロ2,000日を目標に掲げ、飲酒運転根絶に向け、取り組んで参ります。

(2) 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

本市においては、製造業を中心とした、ものづくりのまちとして、優れた技術力を持つ優良企業がまちの経済と雇用の確保を支えていることから、新たな企業の受入れも含めて、設備投資や雇用拡大を図る企業に対し、企業振興促進条例に基づく支援助成を継続し、新年度につきましては、生産性を高める設備の更新についても対象とする制度の拡充を行うほか、中小企業者が安定した経営が行える一助となるよう、融資制度の拡充も行って参ります。

将来の企業の発展を担う若者の人財育成と企業間同士の産業連携や技術連携につながるよう、赤平市産業振興企業協議会の主体による「産業振興人財育成事業」につきましては、引き続き、新たに企業に入社して日の浅い社員を対象に接遇研修やテーブルマナー研修、イベントへの参加研修等を行い、社会人としての育成や郷土愛を育み将来にわたって赤平市で活躍する人財育成に取り組むほか、外国人労働

者が増えている状況の中で、日本語教育に取り組む企業に対して、外国人労働者の人財育成事業を行って参ります。

また、新製品の開発等を支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金」についても継続して参ります。

さらに、地元の食料品や生産品、製造品の市民へのPRや赤平の魅力を発信し消費の拡大を図るため、商工会議所、農業協同組合並びに産業振興企業協議会とも連携を図りながら、「産業フェスティバル」を開催して参ります。

特産品の推進につきましては、「赤平市特産品推進協議会」において、赤平市の農産物や食料品、生産品などの地場商品流通ルートの発掘及びPRを継続して参ります。

「がらがん鍋」や「ホットレッグ」など新たなソウルフードについては、道内外でのイベントや物産展においても非常に人気で市外でも販売されるなど認知度も高まっており、各店舗に訪れる方も増えておりますので引き続き赤平市のPR、イメージアップ、販路拡大等に努めて参ります。

また、通年で販売ができる特産品が少ない状況にあることから、農産物加工品の開発に取り組んで参ります。

商業につきましては、店舗の閉鎖が相次ぎ次第に空洞化が進んでいる状況にあり、後継者問題も含め「商店街振興対策協議会」を中心に引き続き協議を行い、中心市街地の活性化に努めて参ります。

空き店舗の活用につきましては、チャレンジショップを引き続き開設し地域おこし協力隊が常駐して催事やお試し出展など商店街の賑わいを創出し、「起業支援補助金」など開業に向け、支援して参ります。

また、地域おこし協力隊により、商店の賑わいを創出するため、商店街通信のWEB版の充実を図り市内外に発信をして参ります。

魅力ある商店街の形成につきましては、店舗の増改築、外壁改修に助成して参りましたが、新年度に

おきましては「店舗整備魅力向上事業助成補助金」として、増改築の拡充と空き店舗においても、店舗として登録をしていただくことを条件として助成の対象とし、空き店舗対策と共に商店街美化にもつなげて参ります。

さらに、市内商店の購買支援と地域商業の活性化を図る、スーパープレミアム付商品券につきまして新年度も継続をして参ります。

農業につきましては、当市の主要作物となっております米が、国主導で行ってきた生産調整、いわゆる減反が、平成30年産米から行われなくなり、生産過剰による値崩れの懸念がある中、北海道が、「生産の目安」を設けて、生産調整の代替措置として運用をすることになりました。

当市としては、たきかわ農業協同組合をはじめ関係機関で組織する赤平市農業再生協議会で協議しながら、実需者や消費者の需要に応える安全・安心な高品質米を生産し、販売につなげるため、「普及宣伝支援事業」などを通じ、「売れる米づくり」を目指し支援して参ります。

「基盤整備の推進」につきましては、農地の暗渠の整備や区画の拡大により、生産性の強化及び農地の輪作の汎用性を高め、優良農地へと転換し、経営面積の拡大や農業者の所得向上につながるよう、引き続き、事業主体である、たきかわ農業協同組合と連携し、「農業基盤整備促進事業」に対し、支援して参ります。

「営農環境の改善」につきましては、平地との生産条件の格差是正や高齢化や後継者不足による集落の機能低下などが懸念され、減農薬や肥料使用の低減などにも配慮が必要なことから、引き続き、「中山間地域等直接支払事業交付金制度」・「多面的機能支払制度」・「環境保全型農業直接支払制度」を活用し、支援して参ります。

「担い手対策」につきましては、農業後継者を含め、今後も農業経営を持続可能とするため、農業研修や経営が不安定な就農直後の農業者に対する助成を、「農業後継者サポート事業」や「北海道農業次

世代人材投資事業」を活用し、支援して参ります。

林業につきましては、森林の持つ多面的機能の役割を発揮するため、「森林環境保全整備事業」として植林及び間伐などを実施することにより、国土の保全、水源のかん養、木材の供給などを図り、「赤平市有林整備の推進」を引き続き、行って参ります。

「民有林整備の推進」につきましては、公益的機能の発揮に配慮して、森林所有者に伐採を促すと共に、森林所有者の負担軽減を図り、伐採後の確実な植林などを支援するため、「未来につなぐ森づくり推進事業」を引き続き、行って参ります。

観光につきましては、市内唯一の観光施設であるエルム高原施設の緑豊かな自然環境と温泉やキャンプ場、コテージ等の魅力的な各施設、「SAKIYAMA公園」の彫刻群等を最大限に活かし、PRと効果的なソフト事業を実施し集客に努めて参ります。

また、新年度も「エルム高原祭り」を開催し、市民はもとより市外から訪れる方たちにも施設の魅力を伝えるほか、訪日外国人のアウトドアのニーズが非常に高まっており、手ぶらキャンプやコテージを活用した、インバウンドの受入れについても検討を行い新たな集客を図って参ります。

さらに、新年度は「エルム高原温泉ゆったり」の施設の機能診断を行い、改修の緊急性や費用を算出した中で、適正な維持管理を図って参ります。

本市を代表するまつり「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」は、観光協会並びに関係団体、市民の参加など、多くの協力をいただき開催をしておりますが、市民で作り上げるイベントとして、これまでの伝統を継承し、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めて参ります。

また、管内でも有数の花火大会に成長して参りました「市民花火大会」につきましては、市民や企業などの皆さまに募金を呼びかけながら、新年度も5,000発の花火を打ち上げて参ります。

季節労働者の資格取得事業として季節労働者の能力開発に対する支援を通じ、通年での雇用を促進す

るため、赤平市・滝川市・芦別市・新十津川町・雨竜町で構成しています滝川地域通年雇用促進協議会において、季節労働者の通年雇用の促進を図って参ります。

(3) 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましよう

子どもの未来を拓き、地域に根ざした信頼される教育を進めるため、教育委員会と連携を密にし、学校教育及び社会教育の充実を目指しながら、教育環境の整備に努めて参ります。

また、社会教育につきましては、「ゆとりある人生を求め生涯にわたり楽しく学びみんなで創るわたくしたちのまち」の赤平市社会教育目標に沿って、社会教育の基盤整備の充実に努めて参ります。

幼稚園教育につきましては、人格形成の基礎を培うことをねらいとしておりますが、園児の発達・興味、関心を十分理解し、幼稚園の運営に努めて参ります。

小・中学校教育につきましては、学力向上のため、授業改善及び家庭における生活習慣の改善に向けた取り組みを行うとともに、ICT機器等の教育備品の整備をはじめ、学習環境の充実に努めて参ります。

社会教育施設につきましては、市民活動やサークル活動、各種講座・行事などを行うため、交流センターみらいと東公民館を拠点として、市民一人ひとりの生きがいにつなげるほか、人びとや地域の交流を図り、社会教育の充実に努めて参ります。

芸術・文化活動、歴史につきましては、引き続き文化協会等の関係団体と連携を図りながら、多彩な文化活動を支援するほか、市民が芸術・文化に触れる機会を提供します。

また、文化財保護につきましては、炭鉱遺産の国の文化財指定・登録を目指すことを目的に引き続き協議を進めて参ります。

青少年教育につきましては、学力向上や体力向上、いじめの未然防止、生活規律の重視、少年犯罪の未然防止など、これらを意識した指導を図るため、学校や警察署、青少年育成団体等と連携して参ります。

図書館につきましては、市民の知的ニーズに応え、幅広い世代への読書習慣の向上や学習活動などにつながるよう、図書整備のあり方や読書に対する関心を深める努力をして参ります。

体育・スポーツにつきましては、北翔大学との連携事業として、「子ども体力測定会・走り方教室」、「市民スマイルウォーキング」を継続し、スポーツ振興と健康増進に努めると共に、新年度は、あかびら市民まちづくり提案事業に基づき、市営テニスコートに簡易トイレを増やし利用者の利便性を高め、老朽化していたコートブラシも更新します。

(4) ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましよう

本市は、全国を上回る速さで人口減少や少子高齢化が進んでおり、居住環境は生活の基本となるもので、安全・安心社会を実現するため、住宅や道路、橋梁、公園等の長期的視点に立ったインフラ整備を計画的に進めます。

公的住宅につきましては、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、計画的な建替えや改善・修繕により、良質な住宅ストックの形成と共に、持続可能な都市経営の観点から、人口規模に見合った適正な管理戸数を目指して参ります。

福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、本町団地4棟24戸、住吉団地3棟72戸の除却を行うほか、移転集約事業としまして、曙西団地2棟12戸、平和団地3棟12戸の除却を行い、公営住宅の吉野団地建替事業につきましては、平成31年度の建設に向けて実施設計及び造成工事を実施して参ります。

既設の公的住宅につきましては、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退去時の補修を行うと共に、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めて参ります。

また、計画的な改修により住環境の改善や建物の延命化が図られる長寿命化改善事業として、緑ヶ丘第一団地の屋根塗装のほか青葉団地C棟の外壁及び屋上防水を行います。

持家住宅につきましては、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的として住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」を継続して参ります。

移住・定住促進事業につきましては、総合戦略に基づく支援策や中古住宅の賃貸・売買の物件情報となる「住みかエール事業」、市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただくための「赤平おためし暮らし」を継続し、さらに当該住宅は、現在1戸ですが、空き家住宅や市有住宅の活用を含め住宅戸数の拡充を図って参ります。

また、北海道移住促進協議会やなかそらち会議などを通じて、本市の各種支援制度や宅地分譲等の情報を盛り込んだパンフレットやホームページを活用し、移住・定住策を道内外へPRして参ります。

国道につきましては、本市における主要幹線道路として、交通の安全性や産業活動等に寄与しておりますが、引き続き、滝川インターチェンジから赤平工業団地間の4車線化、並びに現国道の整備や適切な維持補修等について、国に対して要請して参ります。

道道につきましては、市道豊通から道道昇格となった赤平奈井江線の道路整備や平成29年度に橋桁を撤去しました赤平橋の架け替え事業促進などについて、引き続き北海道に対して要請して参ります。

市道につきましては、安全な通行確保や住環境整備に向け事業を進めておりますが、新年度は、西文1条通の改良舗装工事や右岸通の舗装改修工事、文京学園通の舗装改修工事及び、文京学園通の排水整備工事のほか、平成31年度以降の整備に向けて、北文本通など3路線の調査設計を実施して参ります。

また、既存道路についても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修や側溝整備、道路付属物の更新等に努めて参ります。

橋梁につきましては、「橋梁長寿命化計画」に基づき、維持管理や更新を計画的、効率的に推進するため、新年度は福栄橋ほか2橋の補修工事を実施し

て参ります。

公園につきましては、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として、「公園施設長寿命化計画」を基本に、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、憩いの場として利用できるよう、整備保全に努めて参ります。

新年度は、都市公園改修事業などにより翠光苑ほか6公園の休憩・管理施設の整備を実施し、公園遊具施設の更新が終わりましたことから、長寿命化計画の見直しも行って参ります。

雪対策につきましては、局所的な暴風雪や大雪など不安定な気象状況であります。冬期間の市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や広報あかびら、市ホームページを活用しながら除雪マナーの周知に努めて参ります。

また、効率的な除排雪体制を維持するため、新年度は除雪ドーザを更新して参ります。

上水道につきましては、資産管理による収支計画を立て、企業債を活用しながら老朽施設の更新を行い、安全・安心な水道水を供給します。あわせて、収入確保と経費削減に努め、経営の健全化を進めるために、今後の経営状況を把握しながらその対応に取り組んで参ります。

また、未収金対策として、悪質な滞納者に対して、給水停止などの措置を執り回収に努めて参ります。

下水道につきましては、安全・安心な生活環境を確保するため、生活環境の向上と公共水域の水質改善、並びに雨水対策により、計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗化世帯の解消に努めて参ります。

また、収入確保と費用削減に努め、経営の健全化を進めながら、今後の経営状況を把握し、その対応に取り組んで参ります。

環境衛生につきましては、ごみ減量化対策として、適切な分別方法を広報あかびらや市ホームページで周知するほか、昨年度に引き続き、ごみボックスの購入補助により、老朽化したごみボックスの更新を促進し、ごみの分別化と減量化により、環境の保

全ときれいなまちづくりに努めます。

また、町内会や団体等による、新聞・ダンボール・空きビン等資源の自主的な回収に対する助成を継続し、リサイクル活動を推進して参ります。

(5) 人と人との語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

活気あふれる地域社会を形成するためには、市民・企業・団体・議会・行政が一体となった取り組みが必要であり、それぞれが持つ発想や行動を活かし、市民参画機会の拡充を図りながら、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、オール赤平による、市民と行政が一体となった様々な分野や年齢層に対する施策を講じ、このまちに住み続けたい、移り住みたいと思えるような特色を活かしたまちづくりを進め、人口減少対策に取り組めます。

市民参加型のまちづくりにつきましては、引き続き「まちづくり講演会」並びに「あかびら市民まちづくり提案事業」を実施し、まちづくりへの参加意欲を高めて参ります。

情報共有につきましては、まちづくりの基本であり、「住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」を継続し、幅広い市民の声をまちづくりに反映します。

また、広報あかびらや市ホームページ等を活用し、市民周知に努めます。

さらに、市外の方々には、動画や広告紙等を活用し、赤平の魅力を発信します。

地域コミュニティ活動につきましては、町内会活動は住民自治を担う重要な役割を果たしていますが、世帯数の減少や高齢化の影響により、維持し続けることが厳しい状況にあり、活動が縮小され、地域社会の連帯感が失われないよう、引き続き「地域コミュニティ活動推進事業補助金」や「町内会街路防犯灯維持管理事業交付金」などにより、町内会活動の支援を図り、さらに、町内会等の連携強化を図るため、町内会連合会の活動を支援して参ります。

まちなかり親制度につきましては、市民にとって身近な公共空間である道路や公園など、市民ボランティアによる美化活動を進めており、今後も登録団体増加に向けPRに努めて参ります。

広域連携につきましては、江別市内4大学と4市4町で構成されている学生地域定着推進広域連携協議会において、学生インターンシップや学生ボランティアの派遣など大学と地域が連携し、各種事業を展開して参ります。

また、新年度は、北海道空知地域創生協議会におけるイベントとして、管内24市町の空知PRイベントを首都圏にて実施し、さらに、なかそらち会議において、圏域の就業・移住者の増加を図るため、しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業を実施して参ります。

赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金につきましては、市内関係事業者のご協力によって、寄附者に対する返礼品を開始して以降、平成29年度は、件数では既に1万件、金額では2億6,000万円を超える寄附金をいただいております、より一層、事業者と協議し、新たな返礼品を増やすよう努めるほか、新年度も積極的に事業の展開をするための体制を整えて参ります。

また、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策の実施に向けた企業版ふるさと納税について、引き続き関係事業者と協議して参ります。

Ⅲ むすび

2018年(平成30年)の今年、本道が「北海道」と命名されてから、150年目の節目を迎えます。

かつて、「蝦夷地」と呼ばれていましたが、1869年(明治2年)に「北海道」と命名されました。

いわば、北海道の名付け親であります松浦武四郎ですが、北海道に込められた武四郎の思いは、アイヌ民族が安心して暮らすことができる大地を目指していたものであります。

今から150年前の社会では、すべての人びとが平等ではなく、人権という考え方は多くの人びとの心の中には芽生えていなかったのかもしれませんが、そ

の中で、人権を守るために力を尽くした武四郎の、文化の違いを正しく理解し、異なる文化、価値観を受け入れていこうとする心、まわりに流されることなく、まっすぐに真の姿を見つめた姿勢は、現在の私たちにおいても非常に大切なことであると思います。

「国の力は地方にあり、地方の力は市民にあり」身分、生まれ、貧富の差にかかわらず、すべての市民がその可能性を存分に開花できる新しい時代を皆さまと共に切り開いて参ります。

そのために、私は、自らを律し、一身を投げ出し、市長としての職責を果たすべく、全力を尽くす覚悟であります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、市民の皆さま並びに議員皆さまの、なお一層のご協力をお願い申し上げ、平成30年度市政執行方針といたします。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（多田豊君） 〔登壇〕 I. はじめに

平成30年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、赤平市の公立小中学校の学校教育条件整備については、長年にわたり赤平市立小・中学校適正配置計画により統廃合を重ねながら、適切な学校規模の維持に努め、平成30年度当初の赤平中学校と赤平中央中学校の統合をもって市内の中学校は1校となります。小学校についても、2校あるいは1校体制の選択協議を進め、結論付けなければなりません。

また、すでに文部科学省より告示された小中学校の新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、本年度から本格導入の前段である移行期間に入ります。

ついでには、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成、新しい時代にふさわしい教育環境の改善、そして、安心・安全な学びを支える多様な教育支援を目指し、子どもの未来を拓き、地域に根ざした信頼

される教育を進めるため、全力を傾注して参ります。

さらに、社会教育につきましては、「ゆとりある人生を求め 生涯にわたり楽しく学び みんなで創るわたくしたちのまち」の赤平市社会教育目標に沿って、第5次赤平市社会教育中期計画を基本とした平成30年度社会教育推進計画に基づき、乳幼児・青少年・成人・高齢者の教育、芸術・文化・文化財・スポーツの振興、及び社会教育の基盤整備の充実に努めて参ります。

なお、北海道が命名されてから150年の節目を迎える本年、命名者である松浦武四郎が空知川河畔に赤平市の礎となる石炭の露頭を発見した縁を考えると、炭鉱遺産のガイダンス施設を7月にオープンすることは、誠に意義深い事業であると考えます。

以下、4つの大綱に基づき教育行政を推進して参ります。

1. 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
まず、新学習指導要領についてです。

学習指導要領は、全国どこの地域で教育を受けても一定水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準として定めたものであります。

この学習指導要領は、昭和33年に大臣告示の形で定められて以来、およそ10年毎に改訂されていますが、平成30年度より幼稚園で、32年度から小学校で、33年度から中学校で新たに全面実施されます。

今回の改訂では、子どもたちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、各教科の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この3つの柱が偏りなく実現されるよう、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしております。

また、外国語によるコミュニケーション能力を育成するため、小学校第3学年から外国語活動を実施し、第5学年からは教科として外国語科を指導することになっております。

さらに、改訂の実施年度前の移行期間における教育課程の特例が設けられており、市内小中学校とも新年度は円滑に移行できるよう、教育課程や時間割編成を通して教育活動の改善に取り組んで参ります。

加えて、移行期間中の外国語活動の対応については、教育の研修を行うとともに、本市としてもALT（外国語指導助手）の増員を図り教育現場の充実を図って参ります。

次に、学力向上についてです。

本市の学校教育は、確かな学力・豊かな心・健やかな体など、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を展開しておりますが、特に学力の向上については、子どもが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることができるよう、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習など、学習指導の工夫・改善により、個に応じた指導の充実を図っております。

また、授業改善とともに、学力向上のためには望ましい学習習慣・生活習慣を確立することが重要であり、保護者・地域に対し、全国学力・学習状況調査結果の公表、家庭学習の手引きや生活リズムチェックシートの活用促進などを通して、家庭における生活習慣の改善に向けた取組を行って参ります。

さらに、本年度も、道教委による地域指定を受けた授業改善等支援事業の継続のほか、ICT（情報通信技術）活用、習熟度別少人数指導の工夫、学生ボランティア事業を継続し、加えて、公設塾（子ども塾）の開設、退職教員等外部人材活用事業の活用、漢字検定、算数・数学検定、英語検定の費用補助にも取り組んで参ります。

なお、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査については、本市の児童・生徒の学力・学習状況及び生活習慣等の状況を把握し、実態に応じた適切な指導や教育行政の施策に生かすため、本年度は、標準学力検査で小学校の検査項目に理科・社会を増やすなど、より精度を高めつつ継続して参ります。

次に、特別支援教育についてです。

特別支援教育を効果的に推進するため、幼稚園と小学校、小学校と中学校といった学校種間の連携による切れ目ない一貫した個別の教育支援計画の推進はもとより、保護者への育児・発達相談の分野などを担う保健分野、障がいのある子どもの療育などの専門的な指導を担う福祉分野などの関係機関と連携し、相互に情報交換を行いながら取組を進めております。

また、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒に対応するため、特別支援教育支援員を配置するとともに、通級による特別の指導の場として通級指導教室を設けており、本年度も、さらに利用しやすい運営の工夫に努めて参ります。

次に、キャリア教育についてです。

子どもたちが職場体験などの学習を通して、自分の将来を考える力を育み、望ましい職業観を身に付けることを目的とするキャリア教育について、地元企業における施設見学が盛んに行われています。

特に、小学校では地元のものづくり団体の指導で木や皮の素材を使った製作実習が行われ、中学校では職場体験とともに地元企業の若手従業員による授業が行われています。

今後も、地域の教育資源を生かした実践に取り組み、キャリア教育の充実を努めて参ります。

次に、道徳教育についてです。

道徳教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあります。

今回の改訂では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、子どもの道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部が改正され、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等が見直されたところで

す。

道徳教育には、いじめの未然防止・解消の実効性などが期待されているほか、本市においては一昨年度「思いやりあふれる手話言語条例」が制定された経緯もありますことから、思いやりや豊かな人間性とともな基本的な倫理観や規範意識を身に付け、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育む道徳教育の充実に努めて参ります。

次に、体力向上についてです。

成長期にある子どもたちにとっての体力は、生涯を通じて生き生きとした人生を送るための基盤であり、健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実のためにも必要不可欠なものであります。

現在、小学校第5学年と中学校第2学年のすべての児童・生徒を対象に行う全国体力・運動能力、運動習慣等調査をはじめ、小中学校の全学年で新体力テストを行い、本市の子どもの体力及び運動能力等の状況把握と分析を行い、強化に努めて参ります。

また、茂尻小学校に配置されている体育専科教員による優良な指導事例を他校へ発信するとともに、体育科の公開授業を行うなど指導力の向上に努めております。

併せて、市内小中学校が体力向上のために取り組んでいる一校一実践などの成果・課題を明らかにし、赤平市体力向上プランによる全市的な取組を推進して参ります。

なお、自ら進んで運動に親しむ子どもたちを育成するため、地域で実施される各種スポーツ教室・大会、少年スポーツ団体への参加についても奨励して参ります。

次に、学校給食についてです。

学校給食費の会計方式をめぐることは、従来、設置者の裁量でありましたが、近年、国においては、学校現場における業務の適正化のため、事務の負担軽減及び会計処理の透明性の観点から、地方自治体が自らの業務として行うことが望ましいとされ、道内の実施市町村も約半数という状況に鑑みて、近隣市の事例にならい昨年度より取り組んでいる状況であ

り、本年度からは、学校給食費の徴収・管理体制を確立して参ります。

また、安心・安全な学校給食の提供については、異物混入の防止などの衛生管理の徹底や食物アレルギーの対応指針に基づく運営、調理施設のアスベスト対策など万全を期して参ります。

さらに、地元生産農家から減農薬栽培米など地元産食材の寄贈や稲作体験など、食育に対する支援を受けており、本年度も関係機関と連携を図りながら、安心・安全な給食を提供するよう努めて参ります。

次に、健康教育についてです。

心身ともに発達途上にある子どもたちが健康な生活習慣を身に付け健やかに成長するために、これまでも教科としての体育や保健体育、特別活動などにおいて健康指導を行ってきましたが、各家庭を取り巻く生活環境の変化により生活スタイルが多様化しています。

特に、小中学生の睡眠時間や朝食の摂取の乱れについては、集中力や記憶力の低下、脳や体の発達に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

また、近年、文部科学省が行う学校保健統計調査によると、従来の虫歯・肥満傾向に加え、電子機器と称されるテレビ・スマートフォンなどの長時間使用による目・耳の酷使で視力・聴力の低下も心配されております。そのため、学校での健康指導とともに望ましい生活習慣の定着に向け、早寝・早起き・朝ごはんやノーゲームデーの普及をはじめ、ネット利用に関する家庭ルールを通して改善を図るなど、学校と家庭が連携した取組に努めて参ります。

また、本市におけるフッ化物洗口は、本年度で中学校第3学年まで完全実施となり、今後もこの体制を継続して参ります。

さらに、生活習慣病の予防や喫煙・薬物乱用の害についても発達段階に応じた指導を行って参ります。

2. 新しい時代にふさわしい教育環境の改善

まず、小中学校の適正配置計画についてです。

赤平市立小・中学校適正配置計画の推進について

は、現在、赤平中学校と赤平中央中学校の統合を平成30年4月1日に行い、2学期から新校舎への移転を目指し、円滑な統合作業を進めています。

また、昨年度から始まった小学校統合に関する赤平市立小・中学校適正配置計画の変更計画につきましては、市内7会場での住民懇談会及び各小学校での保護者説明会で意見交換を行い、いずれの会場でも、小学校の統廃合に代る少子化対策・地域振興策を要望する声が寄せられました。計画に対する異論はなかったところです。

つきましては、平成30年度からは小学校統合準備委員会を発足させ、市内1校の是非について意見交換を行うとともに、現赤平中学校跡地に統合小学校校舎を新築整備する計画であるため、保護者・地域住民の要望を伺いながら平成34年4月の統合を目指して参ります。

次に、コミュニティ・スクールについてです。

学校が、地域と力を合わせ学校運営を推進するため、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入することが努力義務化されたところですが、本市の取組としては、統合中学校を中心に校下の小学校を含む運営組織の発足を目指し、本年度より関係小中学校と協議を行って参ります。

具体的には、昨年度発足した学校関係者評価委員会を学校運営協議会に発展させる方針の理解を求めて参りますが、赤平市立小・中学校適正配置計画の進展により広域化した通学区域の実情を踏まえるとともに、学校・地域にある既存の組織も重視しながら、子どもの減少や地域の世代替わりなどの変化に対応した仕組づくりの準備を促進して参ります。

次に、ICT（情報通信技術）活用についてです。

子どもたちの学習への興味・関心を高めるなど、教育の質の向上や分かる授業づくりを実現するため情報通信機器の整備は、学校教材・機材の標準的な備品として配置する時代を迎えつつあります。これまでも、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として、順次、導入を図っており、引き続き、小学校での継続・拡充とともに統合中学校での生徒

用及び教員用のタブレット端末などの整備も行い、主体的・対話的で深い学びを創る学習指導の実現に努めて参ります。

次に、幼稚園教育についてです。

幼児教育は、一つには幼児期にふさわしい生活の展開、二つ目として遊びを通しての総合的な指導、三つ目として一人ひとりの発達の特성에応じた指導を通して、人格形成の基礎を培うことをねらいとしておりますが、本年度から幼稚園教育要領が改訂されますとともに、本市においては、認定こども園への移行を控えている今、大きな変革期にあります。

改訂されます幼稚園教育要領では、幼児教育において育てたい資質・能力のほかに「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」が示されており、遊びを通しての総合的な指導を行う中で一体的に育み、小学校教育との円滑な接続を図って参ります。

本年度も、園児の発達・興味・関心を十分理解し、幼稚園の運営に努めて参ります。

次に、小中一貫教育についてです。

小中一貫教育については、小学校から中学校への接続や連携を促進し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成により小中学校間が目指す子ども像を共有することで、学力向上や豊かな心の育成、教員の指導力向上などの効果・利点が期待されています。

また、少子化により一つの市町村に小中各1校しかない自治体が増える中、道内でも地域の良さを活かした小中一貫教育を導入する自治体の例もあることから、本市においても、平成34年度の小学校の統合計画を検討している今、従来の統合目的とともに、これからの義務教育のあり方を意義あるものにするため、小中一貫教育導入の環境を整えて参ります。

3. 安心・安全な学びを支える多様な教育支援の充実

まず、いじめ防止についてです。

いじめ防止の取り組みは、平成26年度に施行されたいじめ防止対策推進法を基本に近年、いじめの積極的な認知を行い、例えば、ふざけ合いと見えても、それが予期せぬ方向に推移する場合もあり、一方的

なものはいじめの前兆として捉えるなど、従来の悪口・冷やかし・無視などとともに、学校が組織として把握し、必要に応じて指導するなど、解決に繋げる対応をして参ります。

また、いじめを早期に発見するため定期的にアンケート調査を実施しており、その際には、児童・生徒の机の間隔を十分取るなど配慮し、回答結果については、いじめの解消に向け教育相談などに活用して参ります。

さらに、本年度は赤平市いじめ基本方針を策定して3年を経過する年度にあたり、国及び道がその基本方針を改定したことから、本市においても、動向を勘案して見直しの措置を講じて参ります。

次に、体罰の禁止についてです。

体罰は、児童・生徒の人格を侵害する行為であり、いかなる理由があっても学校教育法において厳に禁止されております。

また、通常の指導の範囲内であっても、度が過ぎれば子どもによっては理不尽で感情的な指導にもなります。児童・生徒一人ひとりをよく理解し、信頼関係を築くことを大切にしたり粘り強い指導こそ教員の力量であります。

教員は、言語能力の高い職業人であり、本年度においても、校内研修やセルフチェックを徹底することで、体罰のない学校運営を行い、成長期にある子どもたちのかけがえのない今を大切にしたり心に響く楽しい学校生活を損なうことのないような教育活動に努めて参ります。

次に、不登校についてです。

不登校の児童・生徒の支援にあたっては、現在、教育機会確保法（教育の機会の確保に関する法律）により、登校するという結果を目標とするのではなく、不登校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援をする趣旨を踏まえた対応が大切であります。そのため、長期の欠席で登校が困難な児童・生徒については、魅力ある学校づくり、学ぶ楽しさを実感できる教育活動の実施を基本に、保護者・教職員・スクールカウンセラーと連携し、適応指導教室や相

談支援などを通して適切できめ細かな支援に努めて参ります。

次に、安全教育についてです。

児童・生徒の安全の確保については、登下校時の通学路における交通安全・不審者対策をはじめ、スマートフォンなどの普及に伴うSNS等を通じた有害情報や書き込みトラブルの対策などについても関係機関と連携し、指導に万全を期して参ります。

また、防災教育については、小中学校とも火災や地震・台風などの自然災害に対する、平素の防災訓練のほか、北海道が主催する「一日防災学校」にも新たに取り組んで参ります。

さらに、北朝鮮の弾道ミサイル発射時の対応について、危機管理の手引きを児童・生徒や保護者に周知し、緊急時の安全確保を図って参ります。

次に、就学援助についてです。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行い、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう設けられています。

本市においても、申請により対象者を認定し、定められた種類の援助を給付しておりますが、特に、新入学児童・生徒の学用品費については、入学準備の経費負担の軽減を図るため、入学前の早期の支給措置を講じて参ります。

なお、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略を構成する教育関係事業としての人材育成・定住促進奨学金及び高等学校等通学費等支援については高い外部評価を受けており、本年度も継続するとともに、子育て支援事業を所管する福祉部局とも連携し、就学援助制度以外にも活用できる各種支援制度についても、きめ細かな情報提供に配慮して参ります。

次に、教職員の服務規律の保持についてです。

教職員による不祥事の再発防止については、毎年5月と6月を「コンプライアンス確立月間」として、法令遵守、意識啓発の職場研修を実施しておりますが、不名誉な事故・事案が根絶されていない状況です。

改めて、本市においてもその趣旨の徹底を図り、教育公務員としての自覚や高い意識を喚起して参ります。

4. 学び合いで地域力を育む社会教育の推進

人口減少や少子高齢化の進展によって、地域コミュニティの低下が懸念されることから、市民の多様な学習ニーズに応え、その学習成果や経験等が活かされることで、市民一人ひとりの生きがいに繋げるほか、人々や地域の交流を図り、地域社会の形成に寄与するよう社会教育の充実に努めて参ります。

まず、青少年教育についてです。

青少年期は、人生を営む上で基礎となる大切な時期であり、家庭・学校・地域との連携が重要です。

各地区育成会をもって組織する赤平市青少年育成連絡協議会と協議及び連携を図りながら、平成30年度においても青少年の健全育成に努めるため、青少年リーダー育成を目的とした「ふるさと少年教室」、子どもたち自らの企画による遊びを通じた交流の場を作る「あかびら子どもまつり」、団体戦により協調性を育む「夏季・冬季スポーツ大会」「子どもかるた大会」、冬の野外における遊びの体験などによって交流を図る「子どもの冬遊び事業」を継続して参ります。

また、社会問題化されている青少年非行、いじめ、不登校、児童虐待などにつきましても青少年教育の課題となっております。

従って、平成30年度の中学校統合を機に中学校区補導連絡会を廃止し、青少年センターが事務局となって、会議の構成メンバーも一部見直し、赤歌警察署や学校をはじめとする関係機関とより情報連絡を一層密にしながら、迅速な対応を図るため「赤平市青少年非行防止連絡会議」を設立するほか、子どもの相談窓口となる青少年センターの周知を図って参ります。

次に、公民館活動についてです。

東公民館及び交流センターみらいにつきましては、各種講座や教室、サークル活動などを通じて、学びあい、教えあい、交流を深める場として、幅広

い年齢層の方に利用されております。

今後も市民ニーズにあった事業を継続するため、市民団体並びに行政内との連携を図りながら、文化・教養を育む新たな事業の実施に向けた検討を行うほか、東公民館は受動喫煙対策として、平成30年度から屋外の喫煙所を制限するなど、市民のための施設整備を含めて生涯学習の推進に努めて参ります。

次に、図書館と読書活動についてです。

市民に親しまれる機能的な図書館運営を目指し、平成30年度においても、読み聞かせ会をはじめ幼児を対象としたブックスタート、移動図書館などの定期的な事業のほか、小中学生を対象とした読書感想文コンクール、専門家を招いた朗読とギターなど、幅広い年齢層に対する事業を継続して参ります。

今後も市民の知的ニーズに応え、幅広い世代への読書習慣の向上や学習活動などに繋がるよう、事業成果の検証とともに新規事業についても検討しながら、図書整備のあり方や読書に対する関心を深めるため努力して参ります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてです。

赤平市文化協会を中心とした各種サークルや同好会によって、市民総合文化祭、東公民館まつり、みらいまつりをはじめ、発表会や展示会、研修会など、積極的な芸術・文化活動が行われており、個人の豊かな心を醸成すると共に、コミュニティ形成などにも活かされ生きがいづくりになると期待できるため、今後も団体等に対する支援を継続して参ります。

また、文化財保護に関しては、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策となる炭鉱遺産公園整備事業及び炭鉱遺産の継承と活用に基づき、平成30年7月までに炭鉱遺産ガイダンス施設を開設するため、授業での活用や一般市民にも見学をいただき、郷土の歴史や文化に親しみ学ぶことで郷土愛を育むほか、炭鉱遺産の国の文化財指定を目指すことを目的に、平成29年度に設立した炭鉱遺産文化財化検討委員会において引き続き協議を重ね、文化財としての価値の証しを得て、より市民の誇りある遺産とすることと並行して、炭鉱遺産整備に対する財源

確保に努めて参ります。

さらに、市外からより多くの方にお越しいただくため、北海道や自治体間、ツアー会社などと連携し、観光資源として地元経済効果に寄与するよう様々な事業を企画して参ります。

次に、体育・スポーツについてです。

平成30年度においても、北翔大学との連携事業として、子どもたちの体力向上を目指す「体力測定会・走り方教室」、子どもたちが元プロ野球選手からの指導を受け、夢と感動をもって技術向上に繋げる「こども野球教室」、北翔大学との連携により高齢者を主体として健康増進を図る「市民スマイルウォーキング」、市民誰もが楽しむことができる「軽スポーツ・ニュースポーツ大会」を継続して参ります。

なお、「軽スポーツ・ニュースポーツ大会」につきましては、楽しみながら思い出となるような大会を実施するため、親子あるいは祖父母と孫が参加可能な種目について協議するほか、中学校統合後における部活動の状況を把握し、小学校高学年の体験事業についても検討して参ります。

今後も、体力・技術の向上及び健康増進などを目的として、北翔大学や体育協会、スポーツ推進委員、各スポーツ連盟などと連携して参ります。

II. むすび

これからの子どもたちが社会に出て働く時には、今、存在している仕事や働き方の多くがAI（人工知能）やロボットによって代替され、また、今の小学生が将来、人生100年時代を迎える世代であることなど、変化の激しい社会を生きるための能力など育むべき課題は大きく変わるものと思います。

道教委においては、子どもの教育を担う教員の資質・能力の向上を図るため、国の教育公務員特例法などの一部改正に伴い、求める教員像の基本的指標を策定し、新しい時代に対応できるよう専門性・指導性の向上を図っているところです。本市の教育行政においても、山積する学校教育の諸課題を専門的に対応するため、指導主事を配置するとともに、教育委員会企画室や学力・体力向上委員会を中心に、

校長会・教頭会と連携し、総合的な指導力を高めて参ります。

また、学校と地域を繋ぐ仕組であるコミュニティ・スクールと小中学校の児童・生徒間、教職員間を繋ぐ取り組みである小中一貫教育についてですが、本年度当初、1校となる統合中学校の校区を単位に考えたとき、地域に住む小学生とその保護者は、いずれ中学生とその保護者になるという点で、地域との関わりを小中学校で途切れることなく連続させ、学校教育を充実させる取組であり、さらに本市の地域事情に鑑みて、公立学校としての存在意義の点からも、コミュニティ・スクール及び小中一貫教育の両者を一体的に推進する意義は大きいと思います。

また、郷土の発展に尽くした先人の歴史を後世に受け継ぐことについては、小中学校においては社会化や総合的な学習あるいはキャリア教育の全体計画に基づき、地域の理解や愛着を育てる学習として行われ、社会教育においても文化財保護の観点から保存・継承に努めております。特に、旧住友炭鉱立坑やぐらを中心とした国の指定文化財化を目指して、しっかりと協議を進めて参ります。

また、市民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かで生きがいのある生活をおくるための学習活動を奨励し、子どもたちの豊かな心と自主性、社会性、生きる力を育てる学習機会の充実と非行防止等の青少年対策を促進し、高齢社会に対応した文化・軽スポーツ活動や健康増進などの生きがいの機会を推進して参ります。

以上、平成30年度の赤平市教育行政執行方針を申し述べました。

赤平市の学校教育・社会教育を取り巻く変化の状況としては、少子化・人口減少など地域社会の変容とともにありますが、公教育としての水準を維持・向上させるとともに、地域住民による生涯学習活動を通して社会的な繋がりを増す良き地域づくりの好循環を期待し、本市の教育振興のため、一層の充実に向けて参りますので、議会ははじめ、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時25分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第282号専決処分
の承認を求めることについて（平成29年度赤平市
一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第282号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第9号）につきましては、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年2月5日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第9号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ589万6,000円を追加し、予算の総額を108億3,327万9,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。10款2項1目幼稚園費589万6,000円の増額は、赤平幼稚園の灯油流出事故にかかわる処理経費を1月31日開催の臨時市議会にて補正予算の議決をいただきましたが、その後流出灯油の一部が浄化槽へ流入したことが判明し、さらに1週間延長して関連する処理業務を行う必要が生じたことから、産業廃棄物処理等

業務委託料386万3,000円の増額ほか関連経費を計上するもので、その歳入として4ページの財政調整基金繰入金と同額補正するものです。

以上、議案第282号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第282号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第282号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第282号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第283号赤平市
認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一
部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第283号赤平市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本市においては、桜木町内会、幌岡町町内会、百戸町内会、平岸連合町内会、共和町内会の5団体を現在認可しており、公益法人関連3法による地方自治法及び民法の改正に伴う改正を経て現在に至っておりますが、今般国の認可地縁団体印鑑登録証明事務要領等に基づきまして本条例の施行規則で定めております様式等を見直しましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例の目的を定めてございますが、要領に合わせ字句を改めるものです。

第2条につきましては、登録資格を定めてございますが、同様に要領に合わせ字句を加えるものです。

第10条につきましては、印鑑登録の廃止申請について定めてございますが、施行規則で定めております様式と合わせるため字句を改めるものです。

第12条につきましては、印鑑登録の抹消について定めてございますが、さきの条で定めております字句と合わせる等、字句を整理させていただくものです。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第283号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第8 議案第284号赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第284号赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

本施設は、昨年8月に着工され、本年7月中のオープンを目指して準備を進めているところでございますが、施設の運営に関して基本的な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、設置について規定したものでございます。

第2条につきましては、名称及び位置について規定してございますが、名称は赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設でございます。

第3条につきましては、歴史や文化に関する資料の収集及び保存、展示や講演会等の事業について規定したものでございます。

第4条につきましては、開館時間等を規定してございますが、開館時間は午前9時30分から午後5時まで、休館日は月曜日及び火曜日とするなど定めたものでございます。

第5条につきましては、入館料等を規定してございますが、入館料は無料とし、炭鉱遺産に係る開設のためのガイドを受ける場合にガイド料を徴収することなどを定めており、別表において団体と個人、その中でも市民と市民以外に区分をして規定したものでございます。

第6条につきましては、損害賠償について規定したものでございます。

第7条につきましては、入場の制限について規定したものでございます。

第8条につきましては、指定管理者に管理を行わせることができるとした規定でございます。

第9条につきましては、指定管理者に係る読みかえについて規定したものでございます。

第10条につきましては、規則への委任について規

定したものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日から起算して五月を超えない範囲において規則で定めるとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第284号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第284号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、若山議員、向井議員、伊藤議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村議員、以上8名を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第285号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第285号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法第34条及び第46条により、

特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営につきましては国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされておりますが、このたび市町村が条例で定める際の参考基準となっております就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第15条につきましては、特定教育、保育取り扱い方針について定めてございますが、さきに申し上げましたとおり、条例制定の際の参考基準となる国の法律が改正されたことに伴いまして字句を改めるものです。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第285号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第286号赤平市児童館条例及び赤平市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第286号赤平市児童館条例及び赤平市コミュニティセンター条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

旧平岸小学校を平岸連絡所、平岸児童館を含んだ平岸コミュニティセンターとして整理し、運営を始

めておりますが、今般グラウンド側を売却いたしまして、当該土地を分筆し、枝番を付与し、1月10日付に登記いたしましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条は赤平市児童館条例の一部改正でございますが、第3条につきましては児童館の名称及び位置を規定しており、第5号で定めております平岸児童館の位置を改めるものです。

第2条関係は、赤平市コミュニティセンター条例の一部改正でございますが、第2条はコミュニティセンターの名称及び位置につきまして規定しており、同様に平岸コミュニティセンターの位置を改めるものです。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第286号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第287号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第287号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、いわゆる医療保険制度改革関連法によりまして本年4月より都道府

県が新たに国民健康保険の保険者となりますことから、北海道におきましても北海道国民健康保険条例が昨年12月に制定、告示されておりますが、このことなどから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1章につきましては、本市が行う国民健康保険の事務の章といたしまして章を改め、同様に第1条の見出し、同条中の字句を改めるものです。

第2章につきましては、赤平市国民健康保険運営協議会の章とし、第2条として名称の規定を追加し、第2条を第2条の2として繰り下げ、協議会の委員の定数の規定として改めるものです。

第7条は、葬祭費について定めてございますが、支給額を3万円と改めるものです。

第9条につきましては、課税額について定めてございますが、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額につきまして各号に定めるなど、第1項の改め等改正を行うものであります。

第12条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額について定めてございますが、国民健康保険法の法律番号等の字句を削除するものです。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとして施行期日を定め、附則第2項は改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとして、適用区分を規定したものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

す議案第287号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第287号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(北市勲君) 日程第12 議案第288号赤平市廃棄物処理施設条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第288号赤平市廃棄物処理施設条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

現在赤平市じん荼処理場において残容量の調査などを実施し、一般廃棄物等の処理に当たっているところではありますが、より適正に施設を管理していくため当該施設の条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設を設置するとして設置につきまして規定したものでございます。

第2条につきましては、この条例における廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物の用語の意義を定めたものでございます。

第3条につきましては、処理施設の名称及び位置並びに処理する廃棄物の種類を定めたものでございます。

第4条につきましては、法の定めるところにより処理施設に技術管理者を置くとして規定でございます。

第5条につきましては、技術管理者の資格につきまして規定するものでございますが、これまで赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関

する条例で定めてございましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により見直されており、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村の条例で定める資格を資格要件とされましたことから、整理し、規定するものです。

第6条につきましては、指定管理者に管理を行わせることができるとした規定です。

第7条につきましては、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるとした委任の規定でございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとして施行期日を定めたもので、附則第2項は赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正でございますが、さきにご説明させていただきましたとおり、技術管理者の資格につきましては赤平市廃棄物処理施設条例で規定いたしますことから、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第288号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(北市勲君) 日程第13 議案第289号赤平市し尿貯留施設条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第289号赤平市し尿貯留施設条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

浄化センターにおきましては、平成4年度よりし尿等を河川水と希釈、混合して公共下水道へ投入してございましたが、平成27年4月より石狩川流域下水道組合、奈井江浄化センターにし尿及び浄化槽汚泥の受け入れ施設が建設され、汚水処理施設共同整備事業として12市町の浄化槽汚泥等を奈井江浄化センターで集約処理しており、北海道開発局に河川法に基づく用途廃止の届け出をする等手続を進めているところでありますが、現在当施設につきましてはし尿及び浄化槽汚泥を奈井江浄化センターに運搬するに当たり一時的な貯留をする施設として活用しておりますことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、し尿貯留施設の設置の規定でございます。

第2条につきましては、貯留施設の名称及び位置の規定でございます。

第3条につきましては、貯留施設の事業について規定したものです。

第4条につきましては、衛生的かつ清潔に管理しなければならないとした施設の管理についての規定でございます。

第5条につきましては、貯留施設については指定管理者が管理運営できるとした規定でございます。

第6条につきましては、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるとした委任の規定でございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第289号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第14 議案第290号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第290号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険料は、所得金額等に応じた段階設定によりご負担をお願いしておりますが、この段階につきましては国が定める段階をもとに各市町村において設定することとされており、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から平成27年度より介護保険法施行規則が改正され、9段階に見直されております。今般第7期赤平市高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画における平成30年度から平成32年度までの介護保険事業計画料をもとに65歳以上の方々に負担をいただく介護保険料を算定いたしましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第4条につきましては、第1号被保険者の保険料を規定しておりますが、平成30年度から平成32年度まで適用いたします介護保険の第1号被保険者に係る保険料率を定めるもので、介護保険法施行令の改正により適用条項を改め、市民税非課税世帯に属し、公的年金収入等が80万円以下などの者が該当いたします、第1号につきましては2万9,800円から3万1,600円に保険料を改定するなど、各号をそれぞれ改正するものであります。

第5条につきましては普通徴収に係る納期を、第6条につきましては賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の介護保険料の計算方法、第7条は普通徴収の特例を、第9条

は保険料の額の通知を、第10条は保険料の督促を、第12条は保険料の徴収猶予を、第13条は保険料の減免を、第14条は保険料に関する申告について、第17条から第20条までにつきましては罰則についてそれぞれ定めてございますが、引用している法の条項の改正等によりそれぞれ字句を改めるものです。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとして施行期日を定め、附則第2項は経過措置を規定したものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第290号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第290号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（北市勲君） 日程第15 議案第291号赤平市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第291号赤平市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準につきましては、国の省令に基づき北海道が条例

を制定し、事業所の指定を行っているところでありますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により市町村は条例で指定居宅介護支援等の基準を定めなければならないこととされておりますことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1章は、総則でございますが、第1条の1条により構成され、この条例の趣旨を定めております。

第2章は、基本方針について規定してございますが、第2条の1条により構成され、指定介護予防支援の基本方針について定めております。

第3章につきましては、人員に関する基準について規定してございますが、第3条及び第4条の2条で構成いたしまして、事業従事者の人数や管理者につきまして定めております。

第4章につきましては、運営に関する基準について規定してございますが、第5条から第30条までの26条で構成しており、利用申込者やその家族に対しサービス医療に関する重要事項を記した文書を交付し、十分な説明を行った上で同意を得なければならないことなどいたしました内容及び手続の説明及び同意の規定や指定居宅介護支援の取り扱い方針、さらには指定居宅介護支援事業所の管理者の責務や運営規程、記録の整備に関する規定等を定めております。

第5章につきましては、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準について規定してございますが、第31条の1条により構成され、第2章から第4章までの規定は基準該当居宅介護支援の事業について準用するとしていたしまして、規定の準用及び読みかえを規定しています。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行し、第14条第20号の規定については同年10月1日から施行するとして施行期日を定めたもので、附則第2項は経過

措置として平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができるものとしていただきます。

附則第3項につきましては、今回の条例の制定により赤平市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の改正が必要となり、関連する字句を加える改正を行うものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第291号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第16 議案第292号赤平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第17 議案第293号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第18 議案第294号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第292号から議案第294号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法、指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法につきましては、それぞれ国の省令に基づき基準を定めているところでありますが、今般関係する省令が改正されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

初めに、議案第292号赤平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第2条につきましては、介護予防支援事業の基本方針を規定しておりますが、第4項に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者を加えるものです。

第5条につきましては、第2項は引用している法の条項の改正により字句を改め、新たに第3項としまして利用者が入院をする場合には支援担当者の氏名等を伝えるよう求める規定を加え、第3項以下は項の繰り下げを行い、それに伴い各項の字句を改めるものです。

第31条につきましては、第9号は「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、新たに第14号の2として利用者の情報を同意を得た上で必要に応じ主治医等に提供する規定を加え、第21号は「以下」を「次号及び第22号において」に改め、新たに第21号の2といたしまして主治医等に作成した介護予防サービス計画を交付する規定を追加するものです。

第5章につきましては、表題を「基準該当介護予防支援に関する基準」に改めるものです。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第293号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1 ページから 8 ページをご参照願います。目次につきましては、第 5 節を第 6 節に繰り下げ、新たに共生型地域密着型サービスに関する基準を加えるものです。

第 1 条は、本条例の趣旨を定めておりますが、共生型地域密着型サービスに関する字句を加えるため条を改めるものです。

第 2 条は、第 6 号を第 7 号に繰り下げ、新たに第 6 号として共生型地域密着型サービスの定義を加えるものです。

第 6 条は、定期巡回、随時対応型訪問介護看護従業者の人数を規定しておりますが、省令の改正に合わせて第 1 項第 2 号は字句を削除し、第 2 項は字句を改め、第 5 項は時間に関する規定を削除し、第 12 号として介護施設院を加えるものです。第 7 項及び第 8 項も時間に関する規定をそれぞれ削除し、第 12 項は第 191 条第 10 項を同条第 14 項に改めるなど字句の改正等を行うものです。

第 14 条は、介護保険法の改正により指定居宅介護支援等の基準を条例で定めるため、字句を改めるものです。

第 32 条第 3 項につきましては、時間に関する規定を削除するものです。

第 39 条は、第 1 項は介護医療連携推進会議への報告の回数を、第 4 項は指定定期巡回等の提供に関して字句の追加等をするものです。

第 47 条第 2 項は、オペレーターに関し規定しておりますが、従事年数を改めるものです。

第 5 節は第 6 節へ繰り下げ、新たに第 5 節として共生型地域密着型サービスに関する基準を追加し、共生型地域密着型介護の基準としまして第 59 条の 20 の 2 を加え、準用としまして第 50 条の 20 の 3 で読みかえの規定を追加するものです。

9 ページから 17 ページをご参照願います。第 59 条の 25 は、利用定員を規定しておりますが、9 人を 18 人に改めるものです。

第 59 条の 27 は「運営規程」を「重要事項に関する規程」に、第 59 条 38 は読みかえ規定の運用条項を改

めるものです。

第 61 条につきましては、従業者の員数を規定しておりますが、新たに介護医療院を加えるものです。

第 65 条は、利用定員等を定めておりますが、第 1 項にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を加え、1 日当たりの利用人数を 12 人以下に改め、第 2 項は該当条項に第 191 条第 8 項を加えるものです。

第 82 条は、従業員の員数を規定しておりますが、第 1 項については字句の整理やサテライト型事業所に関して字句を改め、第 6 項の表に介護医療院を加え、第 7 項は「この章において」と字句を改めるものです。

第 83 条は管理者について、第 84 条は指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者を規定しておりますが、それぞれに介護医療院を加えるものです。

第 93 条第 2 項は、指定居宅介護支援等の基準を条例で定めるため字句を改めるものです。

第 103 条第 3 項、第 111 条第 2 項、第 112 条及び第 125 条第 3 項は、それぞれ介護医療院を加えるものです。

第 117 条につきましては、指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針について規定しておりますが、第 7 項を繰り下げ、新たに第 7 項として身体拘束等の適正化に関する事項を加えるものです。

18 ページから 23 ページをご参照願います。第 130 条は従事者の員数を規定しておりますが、第 4 項は看護職員及び介護職員の配置基準を改め、介護医療院を加え、第 7 項は第 1 号に言語聴覚士を、新たに第 3 号として介護医療院及び介護支援専門員を加えるものです。

第 138 条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取り扱い方針を規定しておりますが、第 6 項を繰り下げ、新たに身体拘束等の適正化に関する事項を第 6 項として加えるものです。

第 151 条につきましては、従業者の員数を規定しておりますが、第 3 項は字句の整理や指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員を加え、第 4 項は介護医療院、第 8 項は第 2 号に言語聴覚士を加え、新た

に第4号としまして介護医療院、介護支援専門員を加えるものです。

第153条は、サービス困難時の対応を定めておりますが、介護医療院を加えるものです。

第157条は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針を規定しておりますが、第6項を繰り下げ、新たに身体拘束等の適正化に関する事項を第6項として加えるものです。

第165条の2は、緊急時の対応に関する事項を新たに加えるものです。

第167条につきましては、計画担当介護支援員の責務を規定しておりますが、第6号、第7号を繰り下げ、新たに緊急時の対応方法を第6号として加えるものです。

第182条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針を規定しておりますが、第8項を繰り下げ、新たに身体拘束等の適正化に関する事項を第8項として加えるものです。

第186条につきましては、運営規程をうたっておりますが、第7号、第8号を繰り下げ、新たに緊急時における対応方法を第7号として加えるものです。

24ページから31ページをご参照願います。第191条につきましては、従業者の員数等を規定しておりますが、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に関する規定等を改め、第6項は宿泊サービスを行っているサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における夜間に宿泊者がいないときの宿泊体制について従事者を置かないことができるよう所要の改正を行い、第7項は新たに介護医療院を第5号として加え、第8項から第10項までを繰り下げ、新たに第8項としてサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における配置人員を、第9項として夜間の宿直勤務における配置人員を、第10項は看護職員の配置基準を、第13項としまして介護支援専門員の配置基準の規定をそれぞれ加えるものであります。

第192条につきましては、管理者について規定して

おりますが、第2項を第3項に繰り下げ、介護医療院を加え、新たに第2項としてサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の規定を加えるものです。

第193条は、介護医療院を加えるものです。

第194条につきましては、登録定員及び利用定員を規定しておりますが、それぞれの事業所における登録人数及び利用人数について所要の改正を行うものです。

第195条につきましては、設備及び備品等を規定しておりますが、第2項第2号に新たに当該診療所が有する病床を宿泊室に兼用できることを規定するものです。

第199条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について規定しておりますが、介護支援専門員にかわり研修修了者は作成可能と規定するものです。

第202条につきましては、準用の規定であります。読みかえ条項を加えるものです。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第294号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第5条につきましては、従業員の員数を規定しておりますが、事業所に介護医療院を加えるものでございます。

第9条につきましては、利用定員等を定めておりますが、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を加え、1日当たりの利用人数を12人以下に改めるものです。

第44条につきましては、従業者の員数等を定めておりますが、第6項の表中に新たに介護医療院を加え、第45条、第46条、第60条、第72条、第73条及び

第83条につきましても同様に介護医療院をそれぞれ加えるものです。

第78条につきましては、身体的拘束等の禁止を規定しておりますが、身体拘束の適正化を図るための措置として第3項を加えるものです。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第292号、第293号、議案第294号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第292号、第293号、第294号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第19 議案第295号赤平市農業振興助成条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第295号赤平市農業振興助成条例の全部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市農業振興助成条例につきましては、農業経営の安定化などを図るため、農業経営の改善に必要な低利資金の融資並びに利子補給などに関し規定しておりますが、このたび赤平市農業振興協議会により貸付限度額等の見直しの要請がございまして、農業経営の安定化、担い手への農地の集積など強化を図る必要がありますことから、これらの規定の見直しを行い、本条例の全部改正を行うものでございます。

以下、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

ます。

第1条につきましては、本条例の目的について規定したものでございます。

第2条につきましては、農業者及び農業振興事業資金の定義について規定したものでございます。

第3条につきましては、助成の措置について規定したものでございます。

第4条につきましては、利子補給について規定したものでございます。

第5条につきましては、事業計画の認定等について規定したものでございます。

第6条につきましては、利子補給の契約及び方法について規定したものでございます。

第7条につきましては、利子補給の契約の変更及び方法について規定したものでございます。

第8条につきましては、条例等の違反に対する措置について規定したものでございます。

第9条につきましては、報告及び調査について規定したものでございます。

第10条につきましては、規則への委任について規定したものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとして施行期日を定め、附則第2項はこの条例施行の際、現にこの条例による改正前の赤平市農業振興助成条例により融資を受けている農業振興事業資金については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第295号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第295号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(北市勲君) 日程第20 議案第296号赤平市企業振興促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第296号赤平市企業振興促進条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本市の産業の強みである地元企業が安定した操業をできることが雇用の場の確保と地域経済の発展に寄与することから、生産性の向上と品質の改良を目的とする機械設備の更新について企業の振興対策として該当要件を見直すことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条につきましては、企業立地の促進に企業の振興を加え、企業の振興策として機械設備を更新する場合について規定するため、事業対象に更新を新たに設けたことによりそれぞれ字句を改めるものです。

第3条につきましては、課税の免除及び助成の措置の対象等に更新を加えるため字句を改め、第3号として新たに事業対象として更新についての規定を加えるものです。

第5条につきましては、助成の措置について定めてございますが、第3条の課税の免除及び助成の措置の対象等に第3号を新たに加えたことによりそれぞれ字句を改めるものです。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第296号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(北市勲君) 日程第21 議案第297号赤平市中小企業融資条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第297号赤平市中小企業融資条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市中小企業融資条例に規定されている融資に対する利子の補給につきましては、平成18年度以降補給実績がなかったことから、市内の取り扱い金融機関と協議を重ね、中小企業者等の育成発展と現在の金融情勢に合った内容とするため利子補給、融資額等について見直すことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条につきましては、これまで利子補給は市の中小企業融資条例に規定する融資のほかに商工会議所があっせんする資金も利子補給の対象となっておりましたが、利子補給の対象は本条例に規定する融資になりますことから、字句を加えるものです。

第2条につきましては、これまで条例に規定する融資は運転資金等3つの区分で融資を行ってまいりましたが、資金の需要状況や特別資金の対象である工業団地の状況などから資金需要のある短期の運転資金を新たに加え、特別資金については廃止することから、号の改正を行うものでございます。

第3条につきましては、原資金の預託についての規定でございますが、近年は金利が下がり、預託金

の運用益を活用するメリットが薄くなっている状況から、条を削除するものです。

第4条は第3条に繰り上げ、第5条につきましては第2条で規定する融資の種類を短期運転資金、長期運転資金、設備資金と改めることから、最近の融資の状況、金融情勢を考慮し、貸付金額の限度、貸付期間について号の改正等を行い、第4条に繰り上げるものです。

第6条、第7条につきましては第5条、第6条に繰り上げ、第8条につきましては実施報告の規定であり、第8条第2項については取り扱い金融機関から市と信用保証協会への償還状況等を報告する規定でございますが、金融機関から別途信用保証協会へ償還状況の報告がされていることから、保証協会の報告を廃止するため字句を削除し、第7条に繰り上げるものです。

第9条につきましては保証料の補給の規定でございますが、今回の見直しにより新たに規定する短期運転資金については保証料の補給対象外とするため字句を改め、第8条に繰り上げ、第9条として今回市の要綱から条例に新たに加える利子補給の対象融資、補給条件、補給期間、補給率について規定を加えるものです。

第10条につきましては、保証料の補給申請等について規定したものでございますが、保証料の補給については金融機関と市の契約事項であり、中小企業融資条例施行規則第4条第2項により取り扱うこととするため、削除するものです。

第11条は、第10条に繰り上げるものです。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第297号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第297号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（北市勲君） 日程第22 議案第298号赤平市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第298号赤平市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

春日第一団地及び本町団地の一部につきましては、建てかえ計画に基づき用途廃止いたしましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表の改正でございますが、別表のうち春日第一団地及び本町団地の一部に係る部分につきましては用途廃止に伴い項を改めるものであります。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第298号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第23 議案第299号市道の

認定について、日程第24 議案第300号市道の廃止についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第299号市道の認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市道認定の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、企業の事業拡大による事業用地として一部道路敷地の売り払いに伴い市道の道路区域及び終点位置が変更となりますことから、市道認定するものがあります。

整理番号377号、路線名、赤平第2工業団地通、起点、共和町220番63地先、終点、共和町220番55地先、幅員16.0メートルから12.5メートル、延長391.0メートルであります。

続きまして、議案第300号市道の廃止につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の廃止の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、前議案で市道の認定についてご提案申し上げましたが、一部道路敷地の売り払いに伴い道路区域及び終点位置が変更となりますことから、旧路線を廃止するものでございます。

整理番号377号、路線名、赤平第2工業団地通、起点、共和町221番1地先、終点、共和町234番1地先、幅員12.5メートル、延長946.7メートルであります。

以上、議案第299号及び議案第300号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第299号、第300号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第299号、第300号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時46分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第25 議案第301号平成29年度赤平市一般会計補正予算、日程第26 議案第302号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第27 議案第303号平成29年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第28 議案第304号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第29 議案第305号平成29年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第30 議案第306号平成29年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第31 議案第307号平成29年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第301号から議案第307号までの各会計補正予算につきましてご説明申し上げますが、歳出予算における入札結果や実績見込み等による減額補正、過疎対策事業債のソフト分の充当等に伴う財源補正、また歳入予算における国、道補助金、寄附金、繰入金、地方債などの歳出連動予算の補正につきましては一部を除き説明を省略させていただきます。

議案第301号、赤平市一般会計補正予算（第10号）につきまして、ご説明申し上げます。一般会計補正予算（第10号）につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ4億5,682万2,000円を減額し、予算の総額を103億7,645万7,000円とし、第2条で継続費の変更、第3条で地方債の変更を定めるものであります。

初めに、歳出予算について説明申し上げますので、事項別明細書8ページをお願いいたします。

2款1項2目庁舎管理費35万3,000円の増額は、除雪委託料であります。

7目財産管理費17万1,000円の増額は、財政調整基金の繰りかえ運用に伴う利子及び資金運用の預金利子16万5,000円を積み立てるものであります。

9目企画費1,038万2,000円の増額は、申請件数の増による民間賃貸住宅家賃助成事業補助金188万3,000円、寄附金の実績によるあかびら創生基金積立金849万9,000円であります。

16目コミュニティセンター費2万2,000円の増額は、平岸コミュニティセンターの除雪委託料であります。

10ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費503万円の増額は、コピー機使用料3万1,000円、寄附金の実績による社会福祉事業振興基金積立金499万9,000円であります。

5目後期高齢者医療費20万円の増額は、受診者の増に伴う健康診査委託料であります。

12ページをお願いいたします。2項3目子育て支援センター費154万6,000円の増額は、待機児童解消のための子育て支援センター移設に伴う安全対策の工事請負費64万円、移設不可能な器具等の備品購入費90万6,000円であります。

4目保育所費749万6,000円の減額は、決算見込みによる賃金561万7,000円、広域入所利用負担金256万9,000円を減額するほか、移設後の子育て支援センタースペースを保育室へ転用するための修繕料69万円を増額するものであります。なお、子育て支援センター移設に伴う費用につきましては、社会福祉事業振興基金繰入金が充当されます。

5目児童館費18万6,000円の増額は、臨時職員の最低賃金改定に伴う不足分であります。

24ページをお願いいたします。8款2項3目除雪対策費2,241万6,000円の増額は、除排雪費用の不足見込みにより賃金77万7,000円、燃料費447万7,000円、委託料5,198万3,000円を増額するほか、国庫補助金が見送られたことにより購入予定の除雪ドーザを更新する備品購入費3,482万1,000円を財源とともに減額するものであります。

28ページをお願いいたします。5項1目住宅管理費360万円の増額は、公営住宅の空き家にかかわる除排雪委託料であります。

30ページをお願いいたします。9款1項1目消防総務費1,449万2,000円の減額は、滝川地区広域消防事務組合負担金であります。

34ページをお願いいたします。10款3項1目学校管理費64万円の増額は、臨時職員の最低賃金改定に伴う不足分4万円、除雪委託料60万円であります。

36ページをお願いいたします。4項1目学校管理費50万円の増額は、除雪委託料であります。

2目教育振興費62万7,000円の減額は、決算見込みにより要、準要保護生徒就学奨励費70万円を減額するほか、支給決定者の増加に伴う特別支援教育就学奨励費7万3,000円を増額するものであります。

38ページをお願いいたします。5項2目青少年対策費29万9,000円の増額は、寄附金の実績による青少年基金積立金であります。

4目東公民館費19万9,000円、6目交流センターみらい費56万円の増額は、除雪委託料であります。

40ページをお願いいたします。12款1項1目元金75万9,000円の増額、2目利子276万4,000円の減額は、平成18年度借り入れの臨時財政特例債及び減収補填債の利率見直しによるものであります。

44ページをお願いいたします。13款2項1目過年度還付金69万8,000円の増額は、平成28年度生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金精算に伴うものであります。

戻りまして、議案書3ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正ですが、統合中学校建設事業につきまして入札結果や工事請負費等の年度内支出見込みに基づき、継続費の総額及び年割額を記載のとおり補正するものであります。

同じく第3表、地方債補正ですが、歳出予算の決算見込み、国、道補助金などの特定財源の変更を勘案し、記載のとおり変更するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、事項別明細書4ページをお願いいたします。13款1項2目教育費国庫負担金5,238万4,000円の増額は、統合中学校建設に伴う補助基準単価の増加によるものであります。

2項6目地方創生推進交付金76万6,000円の減額は、学生地域定着推進広域連携事業の一部が交付金の交付対象外となったことから、減額するものです。

14款2項1目総務費道補助金10万3,000円の増額は、学生地域定着推進広域連携事業の一部が地域づくり総合交付金の対象となったことから、増額するものであります。

15款2項1目不動産売払収入1,063万9,000円の増額は、旧平岸小学校グラウンドほか3カ所の土地及び1カ所の建物の売払収入であります。

6ページをお願いいたします。17款1項1目財政調整基金繰入金6,083万3,000円の減額は、本補正の歳入超過額を調整するものであります。なお、本補正計上後の財政調整基金残高は17億8,992万4,000円となります。

4目あかびら創生基金繰入金2,824万1,000円の減額は、炭鉱遺産公園ガイダンス施設整備工事の設計変更に伴う費用1,825万2,000円が過疎対策事業債の対象となったことなど基金充当事業の実績に伴うものであります。

2項1目介護サービス事業特別会計繰入金543万円の増額は、平成28年度の決算剰余金のうち愛真ホーム部分を特別会計から繰り入れるものであります。

19款5項1目雑入1,324万5,000円の増額は、主に年金制度改正に伴い遡及して年金を受給した生活保

護受給者からの生活保護費返還金収入1,299万5,000円であります。

続きまして、議案第302号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を増減なしで18億9,860万4,000円とするものであります。

裏面の議案書1ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。歳入ですが、平成28年度決算剰余金816万5,000円を8款1項繰越金として増額し、歳入超過額を調整するため7款2項基金繰入金を減額するものであります。

続きまして、議案第303号平成29年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ2,220万5,000円を減額し、予算の総額を5億5,657万4,000円とし、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、第3条で地方債の変更を定めるものであります。

議案書2ページ、第2表、繰越明許費補正をお願いいたします。石狩川流域下水道事業について設備更新工事の設計変更に係る補修方法及び計画変更に時間を要し、年度内で事業を完了することができなため、各市町における負担金の一部について繰越手続を行うものであります。

同じく第3表、地方債補正につきましては、事業実績に基づき記載のとおり変更するものであります。

その他歳入歳出予算の補正内容につきましては、入札執行残や負担金の確定及び実績に伴うもので、本補正の歳入超過額を調整するため議案書1ページの歳入4款1項他会計繰入金1,396万3,000円を減額するものであります。

続きまして、議案第304号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまし

て、ご説明申し上げます。

介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ543万1,000円を追加し、予算の総額を1,965万6,000円とするものであります。

裏面の議案書1ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。平成28年度決算剰余金763万9,000円を歳入、3款1項繰越金として予算計上し、うち愛真ホーム分543万1,000円を歳出4款1項一般会計繰入金とし、差額220万8,000円を歳入、2款1項他会計繰入金で減額するものであります。

続きまして、議案第305号平成29年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ2,068万4,000円を追加し、予算の総額を14億8,331万1,000円とするものであります。

（何事か言う者あり）

○議長（北市勲君） 課長、もっとゆっくりしゃべってくれと。

○財政課長（尾堂裕之君） わかりました。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出の1款3項1目介護認定審査会費55万円の増額は、介護保険認定に伴う医師の意見書依頼件数の増加によるものであります。

その他歳入歳出予算の補正内容につきましては、決算見込みによる保険給付費や地域支援事業費の増減に伴うもので、本補正の歳入不足額を補填するため事項別明細書4ページ、5款2項1目介護給付費準備基金繰入金385万9,000円を増額するものです。

続きまして、議案第306号平成29年度赤平市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条で業務の予定量を給水戸数5,113戸、1日平均配水量4,208立方メートルに補正し、第3条で収益的収入及び支出の予定額を収入3億4,778万9,000円、支出3億4,159

万6,000円に補正し、第4条で資本的支出の予定額を2億2,566万8,000円に補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足し、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を9,039万2,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。補正予算実施計画の収益的収入及び支出につきまして、記載のとおり決算見込みに伴い各科目においてそれぞれ予算額を増減するものでありますが、支出の総係費1,203万7,000円の増額は職員1名増に伴う退職手当給付費によるものであります。

3ページをお願いいたします。資本的支出につきまして、入札執行残により1款1項4目浄水施設改良費を減額するものであります。

続きまして、議案第307号平成29年度赤平市病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条で業務の予定量入院患者延べ数4万526人、1日平均111.0人、外来患者延べ数6万9,955人、1日平均287.9人、医療機器整備事業2,187万3,000円、医療用車両購入事業346万4,000円に補正し、第3条で収益的収入及び支出の予定額を収入22億4,222万円、支出22億5,689万円に補正し、第4条で資本的収入及び支出の予定額を収入2億8,336万4,000円、支出3億3,688万9,000円に補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足し、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を5,332万5,000円とするものであり、2ページの第5条で企業債の限度額を表のとおり変更し、第6条で職員給与費を12億2,753万6,000円に補正し、第7条で他会計からの補助金を1億2,612万6,000円に補正し、第8条で棚卸資産の購入限度額を2億2,986万4,000円に補正するものであります。

3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出につきまして、収入は入院、外来の患者数の実績及び決算見込みや一般会計繰入金の精算により、4ページの支出は職員の増減による給与費、施設の維持管理経費、減価償却費などの実績及び決算見込み、

過年度損益修正損の減額によりそれぞれ予算額を増減するものであります。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきまして、収入は企業債の確定見込み、一般会計出資金の精算などにより、6ページの支出は実績及び決算見込みによりそれぞれ予算額を増減するものであります。

以上、議案第301号から第307号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 何点か確認をさせていただきたく質疑をさせていただきます。

民生費、12ページ、13ページからでございますけれども、児童福祉費、子育て支援センター費の中でございますが、これにつきましては先ほど施設の内容の安全面であったりという説明がございましたけれども、もう少し内容、詳細わかるようにお願いをしたいなというふうに思います。また、この内容に関連いたしまして、前回行政常任委員会のほうでもいろいろと報告ございましたけれども、さらに聞き取りを行いまして、市民に対して問題がないということで、ほかの施設等、希望はなかったということだったのですけれども、その中でも全部肯定的な意見も入っていましたし、またまだ問題点として挙がっていたことがあるのです。駐車場の冬の問題であったりとかというようなことが全て今解決しているのかどうかということと、この支援センターがコミセン別館になったという経緯の中で、日ごろ赤平市では子育てについての支援というものの政策というのが重点的に行われているわけですが、この考えに至った経緯であったりとか、またさらに今後1年間の施設として考えているということの経過をいろいろ聞かせていただいたのですが、ちょっと赤平市で子育ての支援を大変重視してやっているということの中では大変弱気な政策の一つである

かなというふう感じたのと、その1年後さらに子供がふえるような経過があったとしたら、その後はどうするのかであったりとかという内容を教えていただきたいというふうに思っております。

続きまして、29ページ、土木費でございますけれども、住宅費の中で住宅管理費の中の委託料の除雪委託料ということがありましたけれども、これ先ほど空き家の公営住宅の除雪ということだったのですが、どの部分の除雪なのかということもう少し詳細に教えていただきたいというふうに思います。

それと、病院会計の部分でございますけれども、4ページでございますが、支出の中の経費の中ですけれども、光熱水費と燃料費というものや委託料ということで経費が補正予算として計上されているのですが、何か当初より予想していなかったことが起きたのか、委託料も含めてそのあたりを教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 資料12ページ、13ページ、民生費の中の子育て支援センター費についてお答えいたします。

安全面の内容でございますが、工事請負費といたしまして子供が一人で部屋から出ていかにないように子育て支援センターとして利用する予定の2階の部屋の出入り口に扉を設置する予定ですし、さらに2階の階段の昇降口のところにも扉を設置する予定でございます。また、2階ホールの手すりの部分と床との間に子供の足が入る程度のすき間がありますので、その部分を塞ぐ工事も予定しております。あと、部屋の中にはストーブがございますので、子供の安全面のためにストーブガードを設置するほか、2階からは避難用のはしごを設置する予定でございます。それと、駐車場等の問題がこの間の行政常任委員会の中で指摘されましたが、その点についてはまだ精査はしておりませんが、今後運用していく中でほかの問題も生じましたら市役所全体、ほかの課も含めて協議しながら子供の安全のために対応していきたいというふうに考えております。また、1年後

の内容につきましては、子育て支援センターは可能であれば保育所などの隣接したところにあるほうが望ましいと考えておりますので、子供の状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 28ページ、29ページの土木費、住宅費の住宅管理費、委託料、除雪なのですけれども、大雪に伴いまして公営住宅の空き家の前の通路及び空き家の屋根の雪おろし、これが増になるという見込みで補正を行ったところです。

以上です。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 病院事業の経費の増額についてのご質問でございますけれども、確実なちょっと答弁になっていないかもしれませんが、重油等の単価の上昇等が主な原因ではないかなというふうに思います。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 再度ですけれども、12、13ページの民生費の子育て支援センター費なのですが、今口頭で教えていただいたのですけれども、もう少しさらに詳細の資料というの今出ないのかなというふうに思うのです。それは、どういったものが幾らかかっているのかだったりとかということももう少し知りたいですし、そういった資料というのはいかなのかというのはいちちょっとお聞きしたいのです。

○議長（北市勲君） どうですか。社会福祉課長、どうですか。社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） ただいま手元には一覧にしたものはございませんので、後ほど……

（何事か言う者あり）

（「うん、そうそう」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 今出ますか。ちょっと待ちますけれども。

よろしいですか。資料いただくまでちょっと時間

下さい。では、よろしく申し上げます。事務長、どうぞ。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 先ほどの答弁でちょっと部下に確認したいので、お時間いただけますでしょうか。

○議長（北市勲君） わかりました。休憩しましょう。

暫時休憩します。

（午後 3時28分 休憩）

（午後 3時50分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 資料の提出でございますが、ただいま手元にはないので、申しわけありませんが、口頭にてご説明をさせていただきます。

まず、子育て支援センターを移設するに当たり2階、使用する部分の階段の扉の防護柵でございますが、これが約3万5,000円、それからホールの手すり、足が入らないようにするための補強につきましては約5万6,000円、続きまして子育て支援センターとして利用いたします2階の部屋から廊下に出ていかなための扉でございますが、これが約3万5,000円、それからストーブガードでございますが、1台約2万5,000円で、2カ所ございますので、約5万円になります。それから、ジョイントマットでございますが、子供たちがはだしで遊べるようにマットを敷く予定でございます。6メートル掛ける6メートルで、これが約20万円の予定でございます。さらに、2階から避難ばしご設置の費用といたしまして約20万円を見込んでおります。これに消費税を加えた額が今回予算でご提案させていただいた額になっております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 植村議員の質問に対しまして改めて答弁をさせていただきます。

ます。

まず、経費の増額分について、燃料費についてありますけれども、この補正予算を計上した段階におきまして単価のアップをある程度幅を持たせて見込ませていただいたということでもあります。それから、光熱水費についてありますけれども、当初予算の計上の段階で積算の誤りがございまして、例年の半分程度しか計上していなかったということで、今回修正、補正をさせていただいたということがございます。それから、委託料の増額につきましては、臨床検査の件数がふえているということが主な要因でございます。

以上、1回目の答弁を訂正して、修正答弁とさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 先ほどの子育て支援センター費の中の安全面の強化対策ということで、どれほどの内容のものなのかというのをさらに詳しく知っておくべきだというふうに思ひまして、お聞きしたわけなのですけれども、内容は今の内容でわかりました。それで、いろいろとまたほかにも心配な点はあるのですけれども、先ほどの答弁の中でですが、駐車場の関係なのですけれども、やはりさきの追加のお子様からの意見でも冬の駐車スペースが心配だということがありました。このことについては、行政常任委員会の中でも意見を述べさせていただいているのですけれども、今の段階でも、先ほどその後の対策がわからないということの方向性だったのかなというふうに思いますけれども、もう一度聞きます。

今回は特別に臨時的にという要素もすごく強い中で、やはりそういった細かいことの不安要素というのがもう事前に出ていて、今この補正を採決する直前の中での部分の中でもまたそのことが決まっていないということがちょっと私には理解できないのです。ですから、今の段階であったとしても、専用の駐車場用意するであったりとか、その前の除雪をしつかりと考えていくだったりとかということという

のは考えられると思うのです。ですから、もう一度このことについてお伺いをさせていただきたいと思うのですけれども、冬の駐車場、子育て支援センターのやはり子供たちと親が、お子さんが利用するスペースについてはどのような見解であるのかということをお伺いしたいということと、あともう一つですけれども、今回のこの子育て支援センターの案件につきましてなのですが、市長部局の方たちにお答えいただきたいなというふうに思うのですけれども、今もう広報であったりとか一般に配布されているものに対して情報発信がされています。これは、やはり担当課のほうにお話を聞いた中では前もっての募集で、希望を聞いていた、以前よりも早くそういった状況を加味していたということの話は聞きました。でも、赤平市は子育てに対してもということの重要政策の中でそういったことがもう少し前から連携をしていけばわかったのではないかなというふうに思う経過がやはりどうしてものかがえるのです。そういったところの見解に対する甘さだったりとか、今のお考えの中でどうしようもなかったのかだったりとかと、そういった見解をまずお聞きしたいというふうに思いますのと、その中で今回こういう形になりまして、事前に行政常任委員会の後にお伺いしているアンケートにつきましても市全域での子育て交流センターのはずなのですけれども、11名しかその意見を聞いていない状態だったりとかというのを聞いても、今回の子育て支援センターに対する市全体の考え方、位置づけというのがなかなか足りていないのではないかなというふうに思うのです。ですから、今後のことも考える中で、やはりさらにそういった子育て支援センター、子育てに対する環境づくりというのをもう少し前もってだったりとか今後の計画の中でも強化していくべきだというふうに考えますが、そのあたりについてはこの子育て支援センターの移設に対して今回の経緯、さらに今の状態、そして今後の考え方についてお伺いをさせていただきたいと思います。よろし

くお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） まず、1点目の駐車場の確保につきましては、私たちが今回お願いして、移設して、利用者に不便かけている点がありますので、駐車場については確保してまいりたいというふうに考えております。

それから、経緯でございますが、昨年12月15日に保育所の入所人員を締め切った段階で子供が確定しました。その段階で今回入所できない人員が出てくるということが予想されたものですから、改めて待機児童を出さないために子育て支援センターの移設となったところでございます。前回、去年までは年が明けてから保育所の入所の申し込みを受け付けたところですが、それを2カ月早めたにもかかわらず今回把握できなかったということにつきましては反省しなければならないかと思っておりますが、これからも子供の経緯、それから出生者数を鑑みながら市全体で対応してまいりたいと思っております。市全体の子育てに対する位置づけといたしまして、環境づくりといたしましては、今回のことを糧にしながら今後も対応してまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） 今の質問に関連してちょっと民生費、子育て支援センターのところで再度お伺いしたいと思います。

コミセン別館の2階を利用するという事で、市民の理解はある程度得られたという報告は受けているのですが、今回、今も問題になりましたけれども、安全面に関してコミセン別館2階からの避難具としてはしご、避難ばしごという話がありました。基本的に私子供が利用するのであれば、はしごではなくて、本来であればスロープや滑り台的なものの方が子供が避難する際に、はしごをおりるといのは子供にとってはかなりの不安要素があるのですが、そこら辺の認識についてはどうお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） コミセン別館2階からの避難具として、はしごとさせていただきますましたが、消防の担当係と協議したところ、避難用のはしごでも基準を満たしているということが確認できましたので、工事期間等を考慮して、スロープ、滑り台ではなく、今回は避難用はしごとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） ちょっともう一回確認します。

保護者に説明するときは一応安全面の形で恐らくはしごという形で言ったのかどうなのか、それともスロープと言ったのか、もう一度そこを確認したいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 2階からの避難具については、はしごを想定しているということで保護者の方にはご説明をさせていただき、了解を得たところでございます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） これも最後になるので、余りちょっと何回も質問するとあれなのですが、ある程度待機児童を出さないということで理解はしているのです。ただ、子供の安全面を考えると、説明の段階でというよりか、計画の段階で避難ばしごではなくスロープとか滑り台というのがやっぱりベストだと思うのです。なぜなら、小さい子供背負ってはしごをおりるのか、あるいは子供にはしごを使っておきなさいと言うのかとなったときに、そこら辺の安全対策がきちりと説明された中で了解をとっていかないとならないものだと思いますので、そこら辺ちょっと認識的に、消防法が通ったからということで、それを通ったということを頭に入れて、それを保護者に説明しているのであれば、やっぱり子供のためにはならないのかなということをおもいましたので、ちょっとそこら辺もう少し今後考

えた中で安全を確保しながら対応していただきたいなと、最後はこういうふうにならさせていただきます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） 補正予算の一般の36ページ、37ページに教育費の統合中学校建設費があります。これ3億7,000万地方債の繰り越しということでもありますけれども、地方債の関係でなったということなのですが、逆に5,200万円の国庫支出金が増額ということは建設費の中で国庫支出が認められたということだと思いますけれども、これ参考資料で工事の進捗状況という資料いただいておりますけれども、この本体工事の中で附帯事業といいますか、それぞれ20%とか進捗が、これが計画どおり進んでいるのかどうかというのがちょっと心配になるところであります、この繰越明許費に繰り越した分というのが工事の進捗と関係があるのかないのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

今回の補正の減額は、今言われましたように、工事の進捗状況が影響しているものでは一切ございませんので、工事につきましては順調に進んでいると聞いております。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） 単純にこういう予算書見るとそういうことが影響しているのかなというふうに見たものですから、質問させていただきました。やはりこの工事もガイドンスもそうですけれども、契約と完成予定図が相当な建物であるにもかかわらず、1年ぐらいでやるということは工事するそれぞれの方々にとっては非常にきついものがあるのかなというような気がいたしますので、ぜひとも安全な工事をして進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、もう一点。ここに進捗状況に出ていないグラウンドとか、そういうものは100%工事が終わっておるといふふうに理解するわけですが、これは4

月以降供用開始がされるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） グラウンド等の工事は終わっております。最終的に残るのがテニスコートです。テニスコートが多分間に合わないのかなと。開校してからということになると思います。

以上です。

○議長（北市勲君） ほかにありません……ありますか。

○6番（向井義擴君） いや、よろしいです。これ以上いくと予算書と関係ないところに行きそうなので、これで質問終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 違う点も含めてもう一度お聞きいたします。

まず、4ページ、5ページですけれども、15款2項1目の不動産売払収入の件です。節の1の土地売払収入ですが、平岸小学校のグラウンドほか3カ所、この場所をお聞きしたいというふうに思います。

それから、12ページ、13ページ、3款2項、ここは4目の保育所費ですが、賃金と負担金のほう、内容のほうもう一度確認させていただきたいというふうに思いますので、詳しく教えていただけたらというふうに思います。

それと、26、27ページですが、8款4項2目の公園費の工事請負費、これマイナスですけれども、公園の改修工事のほうがどのようになってマイナス計上になっているのかという内容の確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（北市勲君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） 不動産売払収入の内訳についてお答えいたします。

土地については3件です。まず、1件目が豊丘南団地の個人に宅地分譲した分がありまして、その分と、あと百戸の元農業試験場があったその地区の土地と、あと旧住吉小学校のソーラーパネルの底地の

部分で平岸小学校のグラウンドというふうになっております。建物につきましては、先ほど申し上げました百戸の旧農業試験場のところの建物について売り払いを行っています。

以上です。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 12ページ、13ページ、保育所費についてお答えいたします。

最初に賃金でございますが、年度当初予定していた保育士を雇用することができなかった分による減額分でございます。内訳といたしましては日勤保育士が2名分、それから保育士補助が2名分のほか、臨時保育士で働いていた方が年度途中から正職員になったためによる不用額の分で、今回合計で約560万円を減額提案させていただきました。

続きまして、負担金補助及び交付金の中の広域保育入所利用負担金でございますが、市民が近隣市の保育所に通うための費用を年度当初から計上させていただいたものでございます。しかし、年度当初はゼロ歳児と1歳児を各1人ずつ近隣市で預かってもらう予定で予算を見込んでいましたが、2月末現在、利用者が一名もいません。それで、3月にもし発生しても大丈夫な分だけを残し、今回約256万円を減額提案させていただくものでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 公園の工事請負費1,405万円の減額につきましては、交付金の配当額の減額及び入札差金でございます。当初赤平公園、翠光苑、西文京緑地の3公園を行うということでやっていたのですが、その3公園は同じなのですが、その減額された金額に合わせまして更新基数を変更したところでございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） ありがとうございます。

私の質疑をした部分については納得できるかなというところでございますが、先ほど植村議員が質疑

したときに、3回目の質疑のとき市長部局に質疑をしたと思うのです。そのときに担当課の答えだけで、市長部局からの答えがなかったというふうに思うのですが、私の質疑にはしていませんけれども、その辺どういうふうに対応されるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 社会福祉課も福祉事務所ではありますけれども、一応社会福祉課としては市長部局ということで捉えているところでございますけれども、子育て支援センターの今後も含めまして、昨年認定こども園等のお話もございましたが、子育て支援に対しては市としても取り組んでまいるという所存でございますし、このたびは、先ほど担当課長申しましたけれども、待機児童は出さないというのが一番でございます。それに伴って面積要件として子育て支援センターを保育室として使わなければならなくなったということでございます。あくまでも一時的に子育て支援センターを移転するというところでございます。来年度以降については、また保育所のほうに子育て支援センターを戻して、同じような環境で子育て支援に取り組んでまいりたいと思っておりますし、将来的には認定こども園を見据えた中で子育て支援センター、もしくは子育て包括支援センターというも見据えた中で今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） ありがとうございます。

3回目になりますので、最後になりますけれども、先ほど同僚議員も言っていましたし、私も決して認めたくないわけではございません。待機児童を出さないということは一般質問の中でもいろいろな議員が言っておりますので、それはもちろんのことでございますが、先ほど来言っているように、この補正予算通らなかつたら工事できないのではないかとというふうに思うのです。これ補正予算ですから、即決されるわけです。これ通る前に広報でお知らせが出ているわけです。これ補正予算通らなかつたら工事

ができないと、そういう状況の中でやられるということについては我々側としても待機児童出したいくないという思いはありながらも、理解に苦しむところではないかというふうに思っております。私もそうですし、何人かの議員はそうではないかなというふうに思っております。その辺も踏まえて、待機児童対策をしていただかないと、我々もやっぱり応援をしたいというふうに思いながらも、質疑の中でそのような質問をしなくてはいけないかなというふうに思っておりますので、市内の中で待機児童を出したいくないというのは同じ思いですから、どうかそういう対策について今後しっかり計画、先ほど植村議員も言っていましたけれども、先を見据えた計画といえますか、動きをしていただきたいなというふうに切に思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） まず、12ページ、13ページの民生費、今と同じところになりますけれども、私も同様に考えておりました。広報あかびら3月号で既に、予定とは書いてありますが、臨時移転という周知がされている。その後に補正予算ということになっておりますところは、少々疑問を持っております。もう一点、この移転期間ですけれども、1年間というの、先ほど副市長がご答弁になりましたように、来年戻すということおっしゃっていましたが、これについても少々疑問が残っております。といいますのは、きょう市政執行方針でも市長のほうで個々の問題事情への対症療法といった一旦の功ではなくということ述べられておりましたが、これまきに対症療法ではないかというふうに思いますので、ぜひしっかり考えてやっていただきたいと。待機児童の解消と新年度の混乱は避けなければならない課題だと思いますので、安全対策、それと提案の仕方については丁寧にやっていただきたいということを一言申し上げます。

それと、もう一点なのですけれども、36ページ、

37ページ、教育費です。10款4項2目教育振興費62万7,000円の減額ですけれども、要、準要保護生徒就学援助費で70万円減額されております。平成30年度の新入学児童生徒を対象に入学前支給が始まっている状況だと思えます。その分も含めて減額修正ができたということではよろしいのかお伺ひをしたいと思います。平成29年度就学援助分及び平成30年度就学援助前倒し分、それぞれ何名でお幾らになっているかお伺ひします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

就学援助費の内訳としましては、新入学生徒学用品費のほかに学校給食費、修学旅行費、クラブ活動費、新入学以外の学用品費などとなっております。今年度より開始の新入学生徒学用品費の前倒し支給分が増額となるところですが、確定した費目の不用額と合わせましても70万円ほどの不用額が見込まれるところであります。なお、平成29、今年度当初の新入学生徒学用品費につきましては9名で、額が42万6,600円、あわせまして今月支給しました前倒し分につきましては7名で、33万1,800円となっております。

以上です。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第301号、第302号、第303号、第304号、第305号、第306号、第307号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第301号、第302号、第303号、第304号、第305号、第306号、第307号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありません

か。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第301号、第302号、第303号、第304号、第305号、第306号、第307号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(北市勲君) 日程第32 報告第30号平成29年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。早坂監査委員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第30号については、報告済みといたします。

○議長(北市勲君) お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす7日から12日までの6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、あす7日から12日までの6日間休会することに決しました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は

全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時20分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)